説　明　書

１．公募に付する事項

本件は、「財務省本省 WAN 回線提供　一式（2027 年 1 月～6 月）」を公募するものである。

この公募は、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者がいるか否かを確認する目的で、参加意思確認書等の提出を招請するものである。

２．公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

（１）予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

（３）令和 7・8・9 年度の財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で、関東・甲信越地域の資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者で、申込みの提出期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登載された者であること。

（４）各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。

（５）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

（６）仕様書に掲げる条件を満たす者であること。

３．契約期間

契約締結日から令和 9 年 8 月 31 日まで

４．仕様

別紙２調達仕様書のとおり

５．参加意思確認書等の提出期限及び場所

参加を希望する者は、上記２．に掲げた条件を満たす場合には、提出期限までに参加意思確認書等必要書類を提出すること。

（１）申 込 先　〒100-8940　東京都千代田区霞が関３－１－１
財務省大臣官房会計課契約第１係
電話　03-3581-4111（内線 2140）

（２）提出期限　令和 8 年 11 月 13 日（金）12 時 00 分まで

（３）受付期間　平日 9 時 30 分から 12 時 00 分、13 時 00 分から 17 時 30 分

（４）提出書類　参加意思確認書、委任状（必要である場合）、指名停止等に関する申出書、誓約書、業務の一部再委託の内容（以下「参加意思確認書等」という。）、仕様書に定める書類

（５）提出方法　参加意思確認書等の提出は、次のいずれかの方法により提出すること。

①　紙による提出

紙による参加意思確認書等の提出を希望する場合には、上記（１）の場所に提出すること。

② 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）による提出

郵便等による参加意思確認書等の提出を希望する場合は、上記（1）あてに提出すること。

③ 上記①及び②以外の方法による参加意思確認書等の提出を希望する場合には、上記（2）に示す参加意思確認書等の提出期限までに上記（1）の申込先に連絡すること。

6．参加意思確認書等の無効

次の各号に該当する参加意思確認書等は無効とする。

（1）上記２．に示した参加資格を有していない者及び参加に関する条件に違反した者の提出した参加意思確認書等。

（2）参加者の氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の氏名）の記載がない参加意思確認書等（代理人又は復代理人（以下、代理人又は復代理人を「代理人等」という。）が参加する場合は、参加者の氏名のほか代理人等の氏名を併せて記入すること。）。

（3）記載内容を訂正した参加意思確認書等であって、その訂正について参加者又は代理人等が訂正したことが明らかでない参加意思確認書等。

（4）参加者の氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の氏名）又は代理人等の氏名が明確でない参加意思確認書等。

（5）参加意思確認書等の日付が不明確である、あるいは参加意思確認書等の提出期限より後の日付が記載された参加意思確認書等。

7．契約者の決定方法

公募の結果、応募要件を満たすと認められる参加希望者が複数者いる場合にあっては、一般競争入札による契約手続きを、また、1 者であった場合はその者との随意契約による契約手続きを行うことを予定している。

8．その他

（1）上記５．（4）に規定する書類を提出し、審査に合格した場合であっても、再委託の内容について契約締結後にすべてを受け入れることを確約するものではないことに留意すること。

（2）契約にあたって、契約保証金の納付は、全額免除とする。

（3）郵便等による参加意思確認書等を送付する場合には、封筒に『「財務省本省 WAN 回線提供　一式（2027 年 1 月～6 月）」の参加意思確認書等在中』と朱書きし、書留郵便により上記５（2）の提出期限までに必着するように送付しなければならない。

参加意思確認書

令和　　年　　月　　日
（確認書提出日）

支出負担行為担当官
財務省大臣官房会計課長　殿

住　　所

氏　　名
又は
会 社 名

代表者氏名

代理人氏名

令和 8 年 10 月 28 日付「財務省本省 WAN 回線提供　一式（2027 年 1 月～6 月）」に関する公募について、条件を全て満たすので参加を申し込みます。

所　　属	氏　　名	電話番号	メールアドレス

（※名刺を添付することで、記載を省略することができる。）

委　任　状

令和　　年　　月　　日
（委任状提出日）

支出負担行為担当官
財務省大臣官房会計課長　殿

住　　所

氏　　名
又は
会 社 名

代表者氏名

代理人　住　　所

所属(役職)

氏　　名

当社は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1　委任事項　　(1)「財務省本省 WAN 回線提供　一式（2027 年 1 月～6 月）」に係る参加申込に関する一切の権限

(2) 復代理人の選任

2　委任期間　　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

（委任状提出日　～　参加意思確認書提出日）

所　　属	氏　　名	電話番号	メールアドレス

（※名刺を添付することで、記載を省略することができる。）

以上

委　任　状

令和　　年　　月　　日
（委任状提出日）

支出負担行為担当官
財務省大臣官房会計課長　殿

住　　所

会 社 名

代理人氏名

復代理人　住　　所

所属(役職)

氏　　名

私は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を復代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1　委任事項　　「財務省本省 WAN 回線提供　一式（2027 年 1 月～6 月）」に係る参加申込に関する一切の権限

2　委任期間　　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日
（委任状提出日　～　参加意思確認書提出日）

所　　属	氏　　名	電話番号	メールアドレス

（※名刺を添付することで、記載を省略することができる。）

以上

指名停止等に関する申出書

令和　　年　　月　　日
（申出書提出日）

支出負担行為担当官
財務省大臣官房会計課長　殿

住　　所

氏　　名
又は
会　社　名

代表者氏名

令和８年10月28日付「財務省本省WAN回線提供　一式（2027年1月～6月）」に関する公募に当たり、当社は、各省各庁から指名停止等を受けていないことを申し出ます。

また、本日以降に、各省各庁から指名停止等の措置を受けた場合は、直ちに指名停止等の通知書等を掲示するとともに、本公募に参加いたしません。

誓　約　書

□　私

□　当社

は、下記１及び２のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別添役員等名簿により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者

(1)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　契約の相手方として不適当な行為をする者

(1)　暴力的な要求行為を行う者

(2)　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3)　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(4)　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(5)　その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官

財務省大臣官房会計課長殿

令和　　年　　月　　日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※　添付書類：役員等名簿

（別添）

役 員 等 名 簿

法人(個人)名:

役　職　名	（フリガナ） 氏　　名	生　年　月　日	性別	住　　所
	（　　）	T S H　　年　月　日	男 ・ 女	
	（　　）	T S H　　年　月　日	男 ・ 女	
	（　　）	T S H　　年　月　日	男 ・ 女	
	（　　）	T S H　　年　月　日	男 ・ 女	
	（　　）	T S H　　年　月　日	男 ・ 女	
	（　　）	T S H　　年　月　日	男 ・ 女	
	（　　）	T S H　　年　月　日	男 ・ 女	
	（　　）	T S H　　年　月　日	男 ・ 女	
	（　　）	T S H　　年　月　日	男 ・ 女	
	（　　）	T S H　　年　月　日	男 ・ 女	
	（　　）	T S H　　年　月　日	男 ・ 女	
	（　　）	T S H　　年　月　日	男 ・ 女	
	（　　）	T S H　　年　月　日	男 ・ 女	

（注）法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

令和　　年　　月　　日
（申請書提出日）

支出負担行為担当官
財務省大臣官房会計課長　殿

（申請者）
住　　所
氏　　名
又は
会 社 名
代表者氏名

業務の一部再委託の内容

○　案件名　：財務省本省 WAN 回線提供　一式（2027 年 1 月～6 月）

○　委託予定先の内容

名　　称				
本　店	所 在 地			
	電 話 番 号		社 員 数	
代表者	役　　職			
	氏　　名			
設 立 年 月 日				
企　業　概　要				
委託予定の業務内容				
委 託 の 必 要 性				

※　注意事項等については、裏面を参照すること。

（注意事項等）

1　公募に参加する者は、本件に係る業務の一部を再委託する予定がある場合には、証明書等の受領期限までに、当該書類を支出負担行為担当官に提出すること。

2　「委託予定の業務内容」については、業務が特定できるようにできる限り詳細に記載すること。

3　「委託の必要性」については、「技術的に可能となる理由」又は「適正な費用で実施可能となる理由」等について記載すること。

4　業務委託承認申請書には、情報セキュリティ対策基準（平成13年1月6日最高情報セキュリティ責任者決定）第4部に基づき、仕様書に定める再委託先に関する必要な情報を添付すること。

5　再委託の内容等に関し、説明若しくは資料の提出を求められた場合には、それに応じること。

6　契約締結後は、支出負担行為担当官に「業務委託承認申請書」を提出し、その承認を得ること。

令和　　年　　月　　日
（申請書提出日）

支出負担行為担当官
財務省大臣官房会計課長　殿

（申請者）
住　　所
氏　　名
又は
会 社 名
代表者氏名

業務委託承認申請書

財務省本省WAN回線提供　一式（2027年1月～6月）に関する契約の第９条に基づき、次のとおり申請する。

○　委託予定先の内容

名称				
本店	所在地			
	電話番号		社員数	
代表者	役職			
	氏名			
設立年月日				
委託開始年月日				
委託金額（円）				
拠点	名称			
	開始年月日			
	所在地			
	電話番号		社員数	
委託予定の業務内容				
委託の必要性				

※　注意事項等については、裏面を参照すること。

○処理整理欄（処理決定日：　　年　　月　　日）

審査年月日		審査結果	承認又は不承認の理由	審査担当整理欄	
担当課	・　・	承認・不承認			
会計課	・　・	承認・不承認			

※　「処理整理欄」は、記載しないこと。

（ 注 意 事 項 等 ）

1　申請者は、契約締結後、速やかに業務委託承認申請書を提出すること。
　なお、企画競争などの技術評価を行って業者を決定する場合は、事前に技術力の確認のため、申請書の提出を求める場合がある。

2　「委託金額（円）」については、業務委託先との契約金額を記載すること。

3　「拠点」において、当該法人が複数の拠点を有する際には、代表的な名称のみを記載し、同所在地欄にその拠点数を記載すること。

4　「委託予定の業務内容」については、業務が特定できるようにできる限り詳細に記載すること。

5　業務委託承認申請書には、委託先業者の資格審査等級決定通知書の写しを添付すること。

6　業務委託承認申請書には、情報セキュリティ対策基準（平成 13 年 1 月 6 日最高情報セキュリティ責任者決定）第 4 部に基づき、仕様書に定める再委託先に関する必要な情報を添付すること。

7　業務委託承認申請書の内容に関し、当省から説明若しくは資料の提出を求められた場合は、それに応じること。

8　委託開始年月日前までに不承認の連絡がない場合には、承認があったものとみなす。

9　申請内容に変更が生じた場合には、速やかに書面により連絡すること。

契　　約　　書（案）

支出負担行為担当官財務省大臣官房会計課長　○○　○○（以下「甲」という。）と、【落札者】（以下「乙」という。）とは、次の条項により「財務省本省 WAN 回線提供　一式（2027 年 1 月～6 月）」に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実の原則）

第１条　甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約の各条項を履行しなければならない。

（本契約の目的）

第２条　本契約では、別紙２「調達仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき行う、財務省本省 WAN 回線提供　一式（2027 年 1 月～6 月）（以下「本業務」という。）に関する事項を定めるものである。

２　乙は、本契約の条項に従い、本業務を行い、甲は、乙にその対価を支払うものとする。

（履行場所）

第３条　業務の履行場所は、仕様書に記載する場所とする。

２　乙は、乙が業務を履行するために必要な要件を満たす履行場所を、乙の負担であらかじめ用意するものとする。

３　甲は、必要に応じて、前項の履行場所を視閲することができるものとする。

４　前２項の履行場所の要件及び乙が当該履行場所を使用するに当たって遵守すべき事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（契約期間）

第４条　契約期間は、契約締結日から令和９年８月３１日とし、

運用・サービス提供業務期間　令和９年１月１日から令和９年６月３０日

機器撤去業務期間　令和９年７月１日から令和９年８月３１日　とする。

（契約金額）

第５条　契約金額は、　円（内消費税額及び地方消費税額　円）とし、内訳は次のとおりとする。

運用・サービス提供業務　円（内消費税額及び地方消費税額　円）

なお、月額費用は　円とする。

機器撤去業務　円（内消費税額及び地方消費税額　円）

２　前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき算出した額である。

（本契約の特則）

第６条　本契約において、各会計年度における契約金額の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和８年度　円

令和９年度　　円

（契約保証金）
第７条　甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）
第８条　乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者（乙の子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の３に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。
２　前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の乙に対する弁済の効力は、甲が、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第４２条の２に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

（下請け、委任等の禁止）
第９条　乙は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
２　乙は、原則として本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲に協議し、承認を得た場合はこの限りではない。
３　前項ただし書により甲が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置を執らなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。
４　第２項ただし書により甲が承認した場合でも、乙は甲に対し、承認を得た第三者の行為について全責任を負うものとする。
５　第２項ただし書にかかわらず、乙は、第２４条第２項第１３号から第１７号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）とすることができない。
６　乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。なお、この場合において、乙は、甲に対して損害賠償その他名目のいかんを問わず金銭を要求することができないものとする。
７　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。
（１）下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき。
（２）正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し下請負人等が締結した契約を解除させるためにとりうる措置を講じないとき。
８　前項の場合、乙は甲が実際に被った損害について、第２９条に規定する損害賠償責任を免れない。

（応札条件の維持）
第 10 条　乙は、本契約が終了するまで、仕様書に定める応札者の条件を維持しなければなら

ない。

（秘密の保持）

第 11 条　乙は、甲の与えた指示及び本契約の遂行上知り得た甲の秘密情報（書面等をもって甲が乙に提供した情報及び甲の施設内又はそれに準じる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切をいう。以下「秘密情報」という。）の機密性を保持し、これを本契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

２　乙は、本業務、本納品物及び前項にて秘密保持義務を負っている甲の秘密情報が化体された成果物、ソフトウェア、図面、書類、データ等を、本契約履行のために必要な範囲の従事者以外の者に開示し、または使用させてはならない。

３　乙は、自らの従事者その他の者に対して、本条の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。

４　乙が本条の義務に違反した場合には、甲は乙に対して、契約金額の１００分の３０に相当する金額を違約罰として請求することができる。この場合、乙は、甲が実際に被った損害について、第２９条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。

５　個人情報に関する取扱いについては、前各項に掲げるほか別紙１の取扱いを遵守しなければならない。

６　前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

（費用負担）

第 12 条　本業務の遂行に要する一切の費用は、乙の負担とする。

（監督等）

第 13 条　甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員（以下「監督職員」という。）に乙の本業務の遂行を監督させ、又は、必要な指示をさせることができる。

２　乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

３　甲は、第９条第２項ただし書の規定により承認した場合には、乙に対し、本契約上の義務の履行に関して為された乙と第三者との間の契約内容の開示を要求することができるものとする。

（事情変更）

第 14 条　甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合には、協議して本契約の全部又は一部を変更することができる。なお、乙から労務費、原材料費又はエネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合には、その可否について迅速かつ適切に協議するものとする。

２　前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

（期間の延長）

第 15 条　乙は、天災地変その他正当な理由により本契約に定める期限までに業務を終了することができない場合は、正当な理由を明らかにして甲に期間の延長を求めることができる。

２　甲は、乙の理由をやむを得ないものと認めたときは、甲が相当と認める日数の期間を延長することができる。

３　乙は、仕様書に定める期限までに仕様書に定める納入物（以下「納入物件」という。）の提出を行うことができないと認めたときは、直ちにその理由及び提出予定期日等を甲に申し出て、甲の承認を得なければならない。
４　乙の責に帰すべき事由による延期の申し出があった場合、乙は、違約罰として甲に対し、遅延日数に応じ、契約金額に対して「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号)」に定める率で計算した遅延損害金を納付するものとする。
５　前項の場合、乙は、甲が実際に被った損害について、第２９条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。

（検査）
第 16 条　乙は、機器撤去業務にかかるすべての業務を終了したときには、仕様書に定める納入物件を添えて速やかに甲に報告し、甲の指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。
２　甲は、各月経過後及び各会計年度終了後、乙から前項の規定による報告を受けた日から１０日以内に検査職員をして検査を行わなければならない。
３　甲の要求があった場合には、乙は、甲の実施する検査に立ち会うため、乙の要員を派遣しなければならない。
４　乙は、第１項の検査に合格したときをもって業務を完了したものとする。
５　検査の結果不合格の場合、乙は、甲の指定する期間内に、乙の費用により不合格品を引き取り、検査職員の指示に従い、遅滞なく必要な修補を行った上、再度検査を受けなければならない。
６　乙が前項の甲の指定する期間内に不合格品を引き取らないときは、甲は、乙に対し、これを乙の費用で返送することができる。返送しない場合でも、甲は、不合格品の保管につき、何ら責を負わないものとする。
７　第３項、第５項及び第６項に係る一切の費用は、乙の負担とする。

（契約金額の請求及び支払）
第 17 条　乙は、機器撤去業務にかかる全ての業務を完了後、各月分及び各会計年度の業務を完了後、甲があらかじめ定める書式又は甲に事前に提出してその承認を得た乙の書式による支払請求書をもって、契約金額の支払を甲に請求するものとする。
２　前項の請求金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
３　甲は、乙から適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から３０日以内に、乙の金融機関の口座へ振込みにより支払わなければならない。
４　前項の期限内に甲の支払がないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）の定めるところによる。

（業務完了後における説明等）
第 18 条　乙は、本業務の完了後においても、甲から本業務の内容について説明又は資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

（危険負担）
第 19 条　業務の完了前に生じた納入物件の全部又は一部の滅失又は毀損による損害は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により生じた場合は、この限りでない。
２　業務の終了後に生じた納入物件の全部又は一部の滅失又は毀損による損害は、すべて甲の

負担とする。ただし、乙の故意又は過失により生じた場合は、この限りでない。

（産業財産権の帰属等）

第 20 条　乙が、本業務を遂行する過程で主として甲の技術指導により発明（考案及び意匠の創作を含む。以下「発明等」という。）をしたときは、その産業財産権は、その権利の発生の時から甲に帰属するものとする。

２　前項以外の発明等は甲と乙の共有に帰属する。

３　前項の共有に帰属する発明等につき産業財産権の設定の出願をしようとするときは、別途定める共同出願契約を締結するものとする。

（著作権等）

第 21 条　納入物件に関する乙の著作権（著作権法（昭和４５年５月６日法律第４８号）第２１条から第２８条までに規定する権利をいう。）は、納品の完了をもって乙から甲に譲渡されたものとする。

２　本契約における納入物件の原著作権及び二次的著作物の著作権は、甲に帰属するものとする。また、甲は本契約における納入物件について、自由に複製、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに任意に開示できるものとする。ただし、本契約において納入される納入物件のうち、従来から第三者が著作権を有しているものについては、当該第三者に権利留保されるものとする。なお、この場合においても、本契約に基づき利用する目的の範囲内に限り、甲は第三者に権利留保された著作権を自由に複製、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるものとする。

３　本契約における納入物件に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、甲が特に使用を指示した場合を除き、乙は当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続を行うこととする。この場合、甲は既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。

４　乙は、本業務に関して公表又は出版をしようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

５　乙は、甲に対して一切の著作者人格権を行使しないこととし、また第三者をして行使させないものとする。

（知的財産権等の権利侵害）

第 22 条　乙は、納入物件に関し、国内外の第三者が所有する著作権、特許権、回路配置利用権、ノウハウを含む産業財産権等（公告又は公開中のものを含み、以下「知的財産権」という。）を侵害する恐れがある場合には、当該知的財産権に関し、甲の要求する事項について調査を行い、これを甲に報告しなければならない。

２　乙は、前項の知的財産権に関して、権利侵害の紛争が生じた場合（私的交渉、仲裁を含み、法的訴訟手続に限られない。）、その責任及び負担において、その紛争を処理及び解決するものとし、甲に対し、一切の損失を被らせないものとする。

（乙の契約不適合責任及び品質保証義務違反）

第 23 条　甲は、本業務に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見し、発見してから１年以内にその旨を乙に対して通知したときは、乙に対して乙の負担において相当の期間を定めて甲の承認及び選択した方法により、その契約不適合の修補、代品との交換又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することが

できる。
2　甲は、前項の各請求とともに、又はこれに代えて損害賠償を請求することができる。本項によって賠償を請求することができる損害は、本業務の契約不適合を原因として、甲に発生した次の各号の費用、負担、その他の損害（以下「損害等」という。）で、本業務の契約不適合と相当因果関係のあるものに限る。
（1）本業務の契約不適合の改修に要する期間中、本業務の甲の使用目的を達成するために要した内部人件費等の一切の費用
（2）本業務の契約不適合を原因として、本業務が本来予定される基準を下回る性能又は機能しか発揮せず、それを主たる原因として、甲の使用目的の遂行に支障が生じ、その結果を回復するために、甲が要した人件費、外部業者委託費等の一切の費用
（3）契約不適合を原因として、甲の提供する行政サービスに障害が生じ、その結果、その行政サービスの受領者（以下「国民等」という。）から、クレーム、訴訟手続、その他の不服申立て等（以下「不服申立て等」という。）が提起された場合において、甲が国民等に支払いを命ぜられた金額及び甲が不服申立て等を防御するために要した一切の費用
3　第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
（1）履行の追完が不能であるとき。
（2）乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
（3）契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
（4）前3号に掲げる場合のほか、甲が本項本文の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
4　前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

（解　除）
第 24 条　甲は、自己の都合により、乙に対し1か月の予告期間をもって書面により通告し、本契約を解除することができる。
2　甲は、乙に次の各号に該当する事由が生じ、甲がこれにより乙による本契約上の義務の履行に支障が生じると認められるときは、甲は、何らの通知又は催告を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
（1）本契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されないとき。
（2）相当な理由なく、期間内に本契約を履行する見込みがないと認められるとき。
（3）甲に重大な損害又は危害をおよぼしたとき。
（4）財産状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる事由があるとき。
（5）本業務の履行に著しい遅延のあったとき。
（6）第16条に規定する再検査を経ても検査に合格する見込みがないと認められるとき。
（7）契約不適合により契約の目的を達することができないとき又は第23条に規定する甲の請求に応じないとき。
（8）監督官庁から営業許可等の取消、停止等の処分を受けたとき。
（9）自己の財産について、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立てがあったとき。

(10) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき又は清算に入ったとき。
(11) 手形、小切手の不渡り等、支払停止、支払不能等の事由が生じたとき。
(12) 解散の決議をしたとき。
(13) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
(14) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
(15) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
(16) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
(17) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
(18) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為をしたとき。
(19) 自ら又は第三者を利用して、法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき。
(20) 自ら又は第三者を利用して、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をしたとき。
(21) 自ら又は第三者を利用して、偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為をしたとき。
(22) その他、第１８号から第２１号に準ずる行為をしたとき。

3　甲が前項の規定により本契約を解除した場合、乙に対して、契約金額の１００分の３０に相当する金額を違約罰として請求することができるものとする。

4　乙が、本契約で別途定める場合を除き、本契約上の規定に違反した場合には、甲は、第1項の解除をしない場合でも、乙に対して契約金額の１００分の３０に相当する金額を違約罰として請求することができるものとする。

5　前２項の場合、乙は、甲が実際に被った損害について、第２９条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。

（本契約の任意解約等）

第 25 条　甲は、必要に応じて本契約の内容を変更し、又は本契約を一時中止し、若しくは打切ることができるものとする。

2　甲が前項により本契約の内容変更又は一時中止若しくは打切りをした場合には、甲は、乙の要求により次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に規定する費用を補償するものとする。

（１）本契約の内容変更の場合　合理的な追加費用
（２）本契約の一時中止又は打切の場合　当該時点までに乙に発生した合理的な費用

3　前項の場合において、乙は、甲に対して前項の費用以外に損害賠償その他名目のいかんを問わず金銭を要求することができないものとする。

（談合等の不正行為に係る解除）

第 26 条　甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条若しくは第８条の２（同法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）、第７条の９第１項、第２項若しくは第２０条の２から第２０条の６の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第７条の４第７項若しくは第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（２）乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

２　乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第 27 条　乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の１００分の１０に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（１）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条若しくは第８条の２（同法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき。

（２）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）、第７条の９第１項、第２項又は第２０条の２から第２０条の６の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第６３条第２項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。）。

（３）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条の４第７項若しくは第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（４）乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

２　乙は、前項第４号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の１００分の１０に相当する額のほか、契約金額の１００分の５に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（１）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）、第７条の９第１項又は第２項の規定による納付命令（独占禁止法第７条の３第１項、第２項又は第３項の規定の適用がある場合に限る。）を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第６３条第２項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。）。

（２）当該刑の確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが認定されたとき。
（３）乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
３　乙は契約の履行を理由として、前２項の違約金を免れることができない。
４　第１項及び第２項の規定は、第２９条に定める損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。

（調査）
第 28 条　甲は必要と認める場合には、期限を示して、乙にその業務若しくは資産の状況に関し報告若しくは帳簿書類その他の資料の提出を求め、又は甲の指定する者（甲と契約関係にある公認会計士等を含む。）を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣して必要な調査をさせることができるものとする。
２　乙は、前項に規定による報告及び資料の提出並びに調査に協力しなければならない。
３　第１項の規定による報告若しくは資料の提出又は調査に関して、乙が報告若しくは資料の提出をせず、若しくは乙が虚偽の報告若しくは資料を提出し、又は乙が調査に協力しない場合には、甲は、乙に対して、契約金額の１００分の３０に相当する金額を違約罰として請求することができるものとする。
４　前項の場合において、乙は、甲が実際に被った損害について、第２９条に規定する損害賠償を免れないものとする。

（損害賠償）
第 29 条　乙は、債務不履行に基づき甲に損害を与えた場合は、甲に対し、一切の損害を賠償するものとする。
２　前項の損害には、甲が乙に対し履行を求める一切の費用、国民等から、不服申立て等が提起された場合において甲が国民等に支払いを要する金額及び甲が不服申立て等を防御するために要した一切の費用並びにこれらのために要する訴訟等裁判手続に関する費用を含むものとする。

（賠償金等の徴収）
第 30 条　乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日までの日数に応じ「国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和３１年政令第３３７号)」に定める率で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
２　前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数に応じ「国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和３１年政令第３３７号)」に定める率で計算した額の遅延損害金を徴収する。

（不当介入に関する通報・報告）
第 31 条　乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（紛争の解決）
第 32 条　本契約について、甲と乙との間で協議を要するものにつき協議が整わないとき、又は甲と乙との間に紛争が生じたときは、甲の所在地を管轄する地方裁判所に調停の申し立てを行い、甲と乙双方ともこれに服するものとする。
２　前項の規定による解決のために要する一切の費用は、甲と乙の平等の負担とする。

（法律、規格等の遵守）
第 33 条　乙は、本契約上の義務の履行に関して必要とされる法令、規格等の一切を遵守し、その適法性を確保するものとする。

（人権尊重努力義務）
第 34 条　乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

（補則）
第 35 条　本契約に関して疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議して決定するものとする。

本契約の締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　東京都千代田区霞が関３－１－１
支出負担行為担当官
財務省大臣官房会計課長
○　○　○　○

乙　　【　落　札　者　】

（別紙１）

個人情報に関する取扱い（第１１条第５項）

（定義）

第１条 本契約における個人情報とは、甲から乙に開示又は提供される情報のうち、生存する個人に関する情報であって当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、又は個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声等によって当該個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それによって当該個人を識別できるものを含む。）として甲が指定する情報をいう。

（秘密保持）

第２条　乙は、甲の事前の書面による承諾なく、いかなる方法によっても個人情報を第三者（乙の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に開示又は提供等してはならないものとする。

２　甲は前項の承諾を求められた場合、必要に応じて第三者との契約書案の写し、その他甲の指定する書類の提出を乙に求めることができるものとする。

３　乙は、甲の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本契約書と同等の義務を課さなければならない。なお、第三者が個人情報の紛失、破壊、盗用、改竄及び漏洩などの事故等（(以下「事故等」と言う。）故意、過失を問わない。）を発生させ、甲又は個人情報から識別される個人に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

（個人情報の使用）

第３条　乙は、個人情報を本件業務の遂行に必要な範囲に限り使用できるものとする。

（複製等）

第４条　乙は、個人情報を本件業務遂行に必要な場合であって、かつ、甲の事前の書面による承諾がある場合に限り、複製又は加工をすることができるものとする。

２　乙は、前項により複製又は加工した個人情報についても、本契約書上の個人情報として取扱うものとする。

（管理）

第５条　乙は、個人情報の漏洩、滅失、又はき損の防止その他の、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

２　乙は、前項にて実施する安全管理措置のうち、少なくとも次の各号を定め甲の承認を得るものとし、甲が更に安全管理措置を指定する場合にはこれを実施するものとする。

（１）個人情報の取扱い責任者
（２）個人情報に接する従業員その他本件業務遂行に従事する者
（３）個人情報の授受、移送方法
（４）個人情報の保管場所及び保管・管理（以下「保管等」と言う。）の方法
（５）個人情報の具体的な取扱手順及び利用方法
（６）個人情報の取扱いに使用する装置、機器、触体等への技術的安全装置の内容
（７）従業員等への個人情報保護の教育、訓練の実施の有無等

３　乙は、本件業務を遂行するために個人情報に接する必要のある従業員その他、業務遂

行に従事する者（以下「従業員等」と言う。）以外の者が個人情報に接することのないように個人情報を保管等するものとし、また、乙の責任において個人情報に接する従業員等に本契約の義務を遵守させなければならない。

（個人情報の取得）

第６条　乙は、本件業務の遂行上、甲から指示がある場合を除き乙自ら個人情報に該当する情報を取得してはならない。なお、乙が個人情報の取得を要すると判断した場合には、甲に通知のうえ甲の指示に従うものとする。なお、甲が乙の個人情報の取得を必要と認める場合には可能な限り個人情報を特定し、その指示は文書にて行うこととする。

（問合せ等）

第７条　乙は、個人情報に関する開示、訂正、利用停止等の請求又は問合せを受けた場合、直ちに甲に連絡のうえ、甲の指示に従わなければならない。

（個人情報の返還）

第８条　乙は、甲の要求がある場合、又は本件業務が終了した場合、甲の指示に従い乙の責任と負担において個人情報を甲に返還、破棄若しくは消去しなければならない。なお、甲の求めに応じ、破棄、消去の方法、完了日等を甲に報告するものとする。

（事故発生時の対応等）

第９条　乙は、個人情報に関する事故等の発生、若しくはその恐れがあることを知った場合、直ちに甲に連絡し、甲の指示の下に、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。なお、事故等の発生により甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償しなければならない。

２　前項の規定に関わらず、個人情報の情報主体との関係などから乙自ら上記の対応策を講ずることが必要と判断するときは、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。ただし、その場合であっても事後甲に報告し了解を得るものとする。なお、乙自らの対応策についても甲が指示する場合は、甲の指示に従うものとする。

３　前２項における連絡及び対応策の実施は乙の債務不履行に係る責任を免除するものではない。

（再委託の取扱）

第 10 条　乙は、甲の書面による承諾がなく、本件業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

２　甲は、前項の承認を求められた場合、必要に応じて乙に対し、第三者との契約書の写し、その他甲の指定する書類の提出を求めることができるものとする。

３　乙は、甲の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本別紙１と同等の義務を課さなければならない。また、当該第三者が事故等を発生させた場合であっても甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償するものとする。

（監査）

第 11 条　乙は、本件業務期間中、少なくとも６ヶ月に１回又は甲が求めた場合はその都度、第２条から第４条並びに第５条にて実施する安全管理措置の実施状況を甲に報告するものとする。

2　甲は、乙の業務の履行場所、施設等に立ち入り、本別紙１上の義務の遵守状況を確認できるものとする。なお、立ち入りの方法等については甲と乙で協議するものとする。
3　甲は、前各項の結果、不備等が確認された場合、必要な指示を行うことができるものとする。
4　第１項又は第２項の結果、事故等が発生する蓋然性が高い不備があると甲が判断した場合、或いは第３項の指示後相当の期間経過後においても不備が是正されない場合、又は指示に従わない場合、甲は直ちに無償にて本件業務の全部又は一部を解除できるものとする。また、甲に損害が生じた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。

別紙２

財務省本省 WAN 回線提供　一式
（2027 年 1 月～6 月）
調達仕様書

令和 8 年 10 月

財務省

目次

第１章　調達案件の概要 1
第１節　調達件名 1
第２節　調達の背景 1
第３節　調達目的及び調達の期待する効果 1
第４節　業務・情報システムの概要 1
第５節　契約期間 2
第６節　作業スケジュール 2
第２章　調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等 4
第１節　調達範囲 4
第２節　調達案件及びこれと関連する調達案件 4
第３節　調達案件間の入札制限 4
第３章　情報システムに求める要件 5
第１節　財務省本省 WAN 5
第４章　作業の実施内容 6
第１節　運用・サービス提供業務 6
第５章　作業の実施体制・方法 15
第１節　作業実施体制 15
第２節　作業要員に求める資格等の要件 21
第３節　作業場所 22
第４節　作業の管理に関する要領 22
第６章　作業の実施に当たっての遵守事項 23
第１節　機密保持、資料の取扱い 23
第２節　個人情報の取扱い 24
第３節　法令等の遵守 24
第４節　標準ガイドライン群の遵守 25
第５節　その他文書、標準への準拠 25
第６節　情報システム監査 25
第７章　成果物の取扱いに関する事項 26
第１節　知的財産権の帰属 26
第２節　契約不適合責任 26
第３節　検収 27
第８章　入札参加資格に関する事項 28
第１節　公的な資格や認証等の取得 28
第２節　受注実績 29

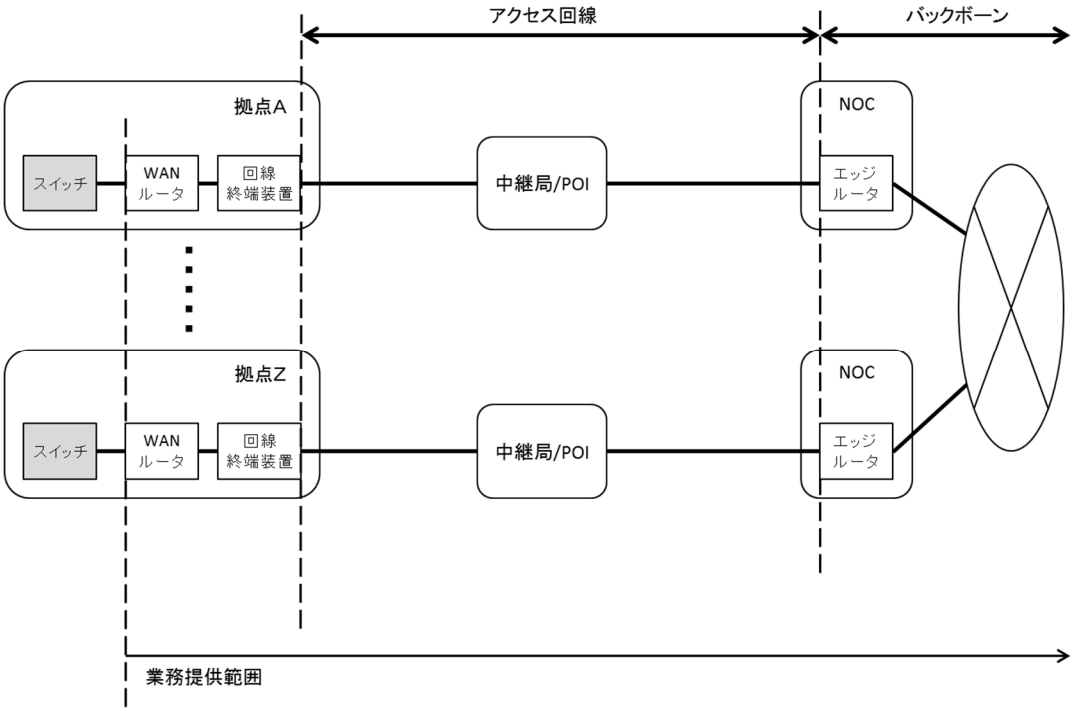
第３節　複数事業者による共同入札 29
第４節　入札制限 30
第９章　再委託に関する事項 31
第１節　再委託の制限及び再委託を認める場合の条件 31
第２節　承認手続 31
第３節　再委託先の契約違反等 31
第１０章　その他特記事項 32
第１節　全般 32
第２節　前提条件等 33
第３節　入札公告期間中の資料閲覧等 33
第４節　サプライチェーン・リスクへの対応 35
第５節　その他 35
第１１章　附属文書 37
第１節　要件定義書 37
第２節　別紙 37

用語の定義

項番	用語	定義
1	アクセス回線	財務省の拠点に設置された回線終端装置の WAN 側接続点から、NOC に設置されたエッジルータの顧客側接続点までの回線を指す。
2	開庁日	財務省の業務実施日であり、閉庁日以外の日を指す。
3	行政 LAN	財務省大臣官房文書課情報管理室が管理･運営する財務省行政情報化 LAN システムを指す。財務省本庁舎及び施設等機関等において利用している。行政 LAN はネットワーク基盤、端末、インターネット接続回線及び Web 分離ソリューションで構成されている。
4	行政 LAN 等運用継続計画	「財務省行政情報化 LAN システム等運用継続計画」（令和 5 年 6 月　大臣官房文書課情報管理室）を指す。
5	現行行政 LAN	本調達時点において運用されている行政 LAN の中核となるシステムであるネットワーク基盤を指す。2027 年 6 月末まで運用予定である。「閲覧資料 11 財務省行政情報化 LAN システム等再構築プロジェクト計画書」においては、次期行政 LAN（ネットワーク基盤）を指す。
6	最適化計画	「財務省ネットワーク（共通システム）最適化計画」（平成 18 年 2 月 6 日財務省行政情報化推進委員会決定）。
7	財務省業務継続計画	「財務省業務継続計画」（平成 20 年 6 月 27 日、令和 5 年 4 月 28 日最終改正）を指す。
8	財務省情報セキュリティポリシー	情報セキュリティの確保に関する規程、情報セキュリティ対策基準及び大臣官房文書課業務企画室が策定するセキュリティ実施規則を指す。
9	財務省本省 WAN	財務省本庁舎及び施設等機関等を接続する WAN 回線を指す。
10	次期行政 LAN	2027 年 6 月から運用開始予定の行政 LAN の中核となるシステムであるネットワーク基盤を指す。
11	システム管理者	財務省本省 WAN を管理・運営する PJMO 所属の職員を指す。
12	政府機関等における情報システム運用継続計画ガイドライン	「政府機関等における情報システム運用継続計画ガイドライン～（第 3 版）～」（令和 7 年 7 月内閣官房 国家サイバー統括室）を指す。
13	セキュリティ統一基準群	「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和 7 年度版）」（令和 7 年 6 月 27 日　サイバーセキュリティ戦略本部）等の政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群を指す。
14	デジタル社会の実現に向けた重点計画	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）を指す。
15	帯域保証型	通信速度やサービスの質が保証されている通信サービスを指す。

項番	用語	定義
16	中央省庁業務継続ガイドライン	「中央省庁業務継続ガイドライン第3版（首都直下地震対策）」（令和4年4月　内閣府防災担当）を指す。
17	ネットワーク機器	WAN回線サービスの提供に必要となるWANルータ及び回線終端装置を指す。
18	バックボーン	受注者のNOCに設置される最も顧客側の機器（エッジルータ）間のネットワークを指す。
19	標準ガイドライン群	「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン ― サービス・業務改革並びに政府情報システムの整備及び管理について ―」（2026年（令和8年）6月12日最終改定 デジタル社会推進会議幹事会決定）及びそれに関連する指針類等（「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン解説書」、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン実践ガイドブック」等）に係る文書体系を指す。
20	閉庁日	財務省が業務を実施しない日を指し、以下の日が該当する。 土曜日、日曜日、祝日、国民の休日及び12月29日から1月3日。
21	ITSMS要求事項	ISO/IEC20000-1:2018（JIS Q 20000-1:2020）ITサービスマネジメントシステム　要求事項を指す。
22	NOC	ネットワークオペレーションセンター（Network Operations Center）の略称であり、受注者がWAN回線サービスを提供するための拠点を指す。
23	PJMO	本調達に係る業務の管理・運営を行い、財務省大臣官房文書課情報管理室を指す。
24	POI	受注者と他のアクセス網通信事業者の相互接続点を指す。
25	QMS要求事項	ISO9001:2008（JIS Q 9001:2008）又はISO9001:2015（JIS Q 9001:2015）品質マネジメントシステム　要求事項を指す。
26	WAN回線サービス	財務省本省WANにおいて、受注者が提供するWAN回線及びネットワーク機器を指す。

用語の定義に記載した項番 1「アクセス回線」、項番 18「バックボーン」、項番 22「NOC」及び項番 24「POI」の関係について、以下の「ネットワーク図（アクセス回線）」にて補足する。



ネットワーク図（アクセス回線）

第１章　　調達案件の概要

第１節　　調達件名

財務省本省 WAN 回線提供　一式（2027 年 1 月～6 月）

第２節　　調達の背景

財務省本省 WAN は、財務省本庁舎及び施設等機関等を接続するための通信インフラとして機能しており、財務省本省の基幹システムである行政 LAN において、各種業務システムの利用、インターネットからの情報収集、電子メールの送受信等の業務において利用されている。また、2021 年度の行政 LAN の更改において、テレワーク環境・BYOD など勤務場所に囚われない柔軟な働き方への対応やペーパーレス化の推進を目指すとともに、最新機能の取り込みが可能な拡張性の高いシステムを目指すために、これまでの行政 LAN にクラウドサービスを加えた「ハイブリッドクラウド方式」を採用したことから、財務省本省 WAN の重要度は年々増加しているところである。

今般、2027 年 6 月に予定している次期行政 LAN への移行に伴い、財務省において個別に WAN を整備する必要がなくなるところ、現行の財務省本省 WAN の運用・サービス提供業務（回線サービス）の期間が 2026 年 12 月 31 日(木)までとなっていることから、次期行政 LAN へ移行するまでの間における運用・サービス提供業務に関する請負契約を更新する必要がある。そのため、本仕様書では、更新にあたり運用・サービス提供業務に関する作業において求められる要件等について記述する。

第３節　　調達目的及び調達の期待する効果

本調達は、財務省本省 WAN の機能要件の変更を伴わない運用・サービス提供業務契約の更新となるため、現行財務省本省 WAN と同等の安定運用を維持することを目的とし、安定的な WAN 回線サービスの運用・サービス提供を求めるものである。

第４節　　業務・情報システムの概要

１　業務の概要

WAN 回線サービスの運用・サービス提供業務及びこれに関連する業務を行う。

２　情報システム化の範囲

財務省本省 WAN のシステム構成は「別添資料１　システム構成概要図（財務省本省 WAN）」に示すとおりとする。

ネットワーク機器を「別添資料 2　拠点情報一覧（財務省本省 WAN）」に示す各拠点に設置し、「別添資料 3　回線情報一覧（財務省本省 WAN）」に示す回線にて、財務省本省 WAN に係る回線サービスを提供すること。

第５節　　契約期間

財務省本省 WAN の契約期間は、契約締結の日から 2027 年 8 月 31 日(火)までとし、財務省本省 WAN における作業期間は、以下に示すとおりである。

(1)　運用・サービス提供業務

運用・サービス提供業務の期間は、2027 年 1 月 1 日(金)から 2027 年 8 月 31 日(火)までとする。

このうち、財務省本省 WAN に係る回線サービスの提供期間は、契約締結の日から 2027 年 6 月 30 日(水)までとし、2027 年 7 月 1 日(木)から 2027 年 8 月 31 日(火)は、ネットワーク機器、敷設したケーブル等の撤去期間とする。

なお、運用・サービス提供業務にあたって設計・構築が必要となる場合は、別冊 1「要件定義書（財務省本省 WAN）」の要件を満たした設計・構築実施計画書及び設計・構築実施要領を作成し、PJMO の承認を得た上で設計・構築を行い、2027 年 1 月 1 日(金)から運用・サービス提供業務を開始すること。

第６節　　作業スケジュール

１　作業の概要

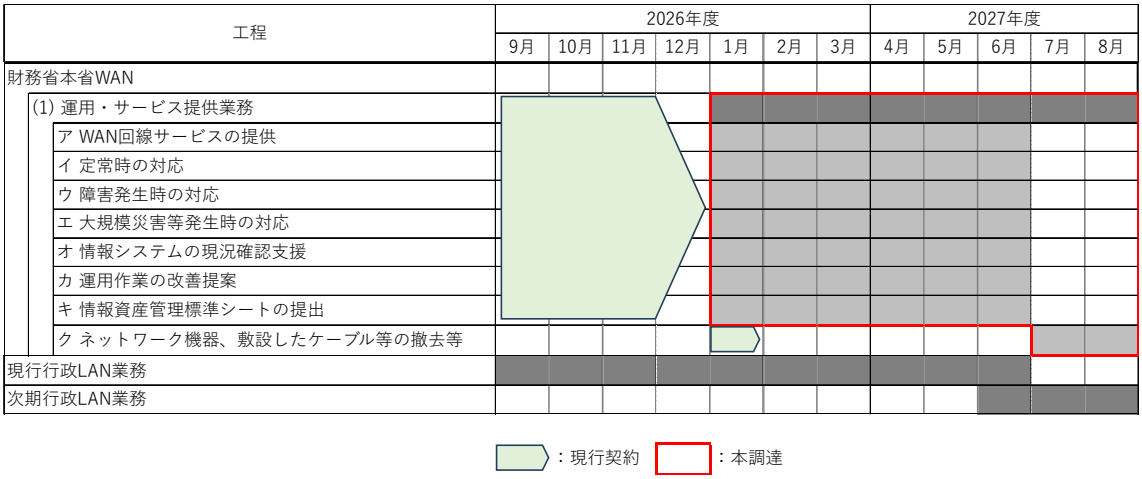
本調達における作業の概要は、以下に示すとおりである。

ア　WAN 回線サービスの提供
イ　定常時の対応
ウ　障害発生時の対応
エ　大規模災害等発生時の対応
オ　情報システムの現況確認支援
カ　運用作業の改善提案
キ　情報資産管理標準シートの提出
ク　ネットワーク機器、敷設したケーブル等の撤去等

２　作業の概要スケジュール

本調達における業務ごとの作業及びこれと関連する調達における作業の概要に係るスケジュールは、「図 1-6-1　本調達及びこれと関連する調達における作業の概要スケジュール」に示すとおりである。

図 1-6-1　本調達及びこれと関連する調達における作業の概要スケジュール



第２章　　調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等

第１節　　調達範囲

「別冊１　要件定義書（財務省本省 WAN）」に示す全ての運用・サービス提供業務を調達範囲とする。

第２節　　調達案件及びこれと関連する調達案件

本調達及びこれと関連する調達の案件名、調達の方式及び実施時期は、「表 2-2-1　本調達及びこれと関連する調達の一覧」に示すとおりである。

表 2-2-1　本調達及びこれと関連する調達の一覧

項番	調達案件名	調達の方式	実施時期
1	財務省 WAN 回線業務	一般競争入札 （総合評価落札方式（加算方式））	調達済み
2	財務省本省 WAN 回線提供　一式（2027 年 1 月～6 月）（本調達）	未定	公示：2027 年 10 月下旬
3	現行行政 LAN 業務	一般競争入札 （総合評価落札方式（加算方式））	調達済み
4	次期行政 LAN 業務	一般競争入札 （総合評価落札方式（加算方式））	調達済み

第３節　　調達案件間の入札制限

本調達に関して調達案件間の入札制限はない。

第３章　　情報システムに求める要件

第１節　　財務省本省 WAN

「別冊１　要件定義書（財務省本省 WAN）」に示す要件を全て満たすこと。

第４章　　作業の実施内容

第１節　　運用・サービス提供業務

１　前提事項、制約事項等

運用・サービス提供業務の実施における前提事項、制約事項等は、以下に示すとおりである。

(1)　PJMO の承認を得た運用設計書、運用計画書及び運用実施要領に基づき、運用・サービス提供業務を行うこと。
(2)　運用・サービス提供業務は、原則として、24 時間 365 日実施すること。
(3)　受注者の運用・サービス提供業務としては、原則として、財務省本省 WAN の安定稼働に必要となる全ての作業を対象とすること。
(4)　運用・サービス提供業務に係る一元窓口を設置すること。時間帯により、一元窓口の連絡先が異なる場合には、事前に PJMO と調整・協議のうえ、PJMO の承認を得ること。窓口での対応は、電話又はメールによるものとする。
(5)　障害発生時等においては、適宜、ネットワーク機器等の設置場所にて、復旧作業等を行うこと。
(6)　各拠点における作業の実施に際し、事前に作業計画書（作業日時、作業場所、作業内容、作業担当者等）を作成し、PJMO、関係部局等との調整・協議のうえ、承認を得ること。
(7)　作業の実施後速やかに、作業結果報告書を作成し、PJMO、関係部局等に報告すること。

２　WAN 回線サービスの提供

受注者は、財務省本省 WAN に係る回線サービスについて、サービスレベル定義書で定めた基準に基づき、安定的に提供すること。

３　定常時の対応

(1)　システム監視の実施

ア　システム監視は、24 時間 365 日実施すること。
イ　常時リモートで監視すること。
ウ　監視方法について、ネットワーク機器からのアラームや SNMP トラップ受信、又は WAN ルータへの ping 等による死活監視を可能とすること。また、WAN ルータを設置しない拠点については、EthernetOAM 等による回線終端装置間の死活監視を可能とすること。なお、ネットワーク機器からのアラーム受信と当

該機器に対する死活監視の両方の方式による監視を実施可能であることが望ましい。

エ　本調達にて設置するネットワーク機器等(回線終端装置を除く)について、電源異常、温度異常等の監視を行うこと。

(2)　データの取得・管理

トラフィックレポートについては、受注者の責において、しかるべき周期で適切にバックアップを行い、データの毀損又は滅失のないように取得・管理すること。

(3)　業務実施支援

以下に示す「イ　設定・変更作業」等については、閉庁日及び開庁日の業務時間外の時間帯で実施するよう指示することがあるため、受注者は、PJMO の求めに応じて、協議のうえ、これに対応すること。

ア　障害対応窓口

設置した一元窓口にて、24 時間 365 日対応すること。

イ　設定・変更作業

受注者は、行政 LAN の更改時等において、PJMO の指示に基づき、財務省本省 WAN のネットワーク機器に対し、サービスの提供に必要な設定・変更作業を行い、作業結果を電話又はメールにて PJMO へ報告すること。

設定・変更内容は、各種設計書に反映するとともに、作業結果を月次運用業務報告書に記載して報告すること。

ウ　月次報告

(ア) 運用プロジェクト管理者は、PJMO に対して、毎月、運用・サービス提供業務に関する月次運用業務報告書を作成し、報告を行うこと。

(イ) 月次運用業務報告会議の開催は、PJMO と調整・協議のうえ、決定すること。

(ウ) 月次運用業務報告会議では、PJMO からの質問に適切な回答ができる者が出席すること。なお、報告者、報告者を補佐する者、報告様式、報告内容等については運用設計書等に記載すること。

(エ) 月次運用業務報告書には、サービスレベル定義書で定義した指標に対する実績、財務省本省 WAN のトラフィックレポート、運用・サービス提供業務

における各種作業実績、インシデント、問題、障害対応等の内容を含めること。

（オ） 会議終了後､2 開庁日以内に議事録を作成し､PJMO の承認を受けること。

エ　インシデント及びサービス要求管理の実施

（ア） ITSMS 要求事項のインシデント及びサービス要求管理に基づき、運用設計書等において規定するインシデント及びサービス要求管理にしたがって、作業を行うこと。

（イ） 障害等としてエスカレーションされたインシデントについても、管理対象に含めること。

（ウ） 管理状況について、定期的に報告を行うこと。

オ　問題管理の実施

（ア） ITSMS 要求事項の問題管理に基づき、運用設計書等において規定する問題管理にしたがって、作業を行うこと。

（イ） 管理状況について、定期的に報告を行うこと。

カ　構成管理の実施

（ア） ITSMS 要求事項の構成管理に基づき、運用設計書等において規定する構成管理にしたがって、作業を行うこと。

（イ） 管理状況について、定期的に報告を行うこと。

キ　変更管理の実施

（ア） ITSMS 要求事項の変更管理に基づき、運用設計書等において規定する変更管理にしたがって、作業を行うこと。

（イ） 管理状況について、定期的に報告を行うこと。

ク　リリース及び展開管理の実施

（ア） ITSMS 要求事項のリリース及び展開管理に基づき、運用設計書等において規定するリリース及び展開管理にしたがって、作業を行うこと。

（イ） 管理状況について、定期的に報告を行うこと。

ケ　定期点検作業

受注者は、年に 1 回の頻度で、以下の作業を実施すること。実施時期については、PJMO と事前に調整・協議を行うこと。

運用効率を上げるため、点検頻度を増やすことは可能である。確認結果は、月次運用業務報告書に記載して報告すること。

（ア） サービスレベル定義書の見直し

運用設計書に含まれているサービスレベル定義書について、定期的に見直しを行い、必要に応じて、改定を行うこと。

（イ） 回線の計画停止等に対する支援

法定点検等に伴う回線の計画停止が必要となる場合は、PJMO からの連絡に基づき、監視の停止等の対応を行うこと。PJMO からの連絡は、電話又は電子メールによるものとする。

（ウ） 業務継続に関する訓練への対応

PJMO は、業務継続に関する訓練を実施する場合がある。受注者においては、訓練が実施された場合には当該訓練に参加し、これに関する情報伝達訓練の対応等、必要な対応を実施すること。

コ　運用文書等の改定

（ア） 運用計画書及び運用実施要領は、運用・サービス提供業務期間中、定期的に見直しを行い、都度、PJMO の承認を得ること。

（イ） 各種設計書及び操作マニュアルは、定期的に改定作業を行い、PJMO の承認を得ること。改定作業の要否の確認周期は 3 か月を想定している。

（ウ） 実施結果は、月次運用業務報告書に記載して報告すること。

サ　行政 LAN に関する作業

現行行政 LAN は、2027 年 6 月 30 日(水)までに更改する予定のため、以下に示す作業を行うこと。

- ○ 次期行政 LAN 事業者との各種調整のためのメール等による問合せ対応、必要に応じて、対面での問合せ対応
- ○ 次期行政 LAN 事業者が作成する基本設計書、運用設計書、詳細設計書、移行計画書、移行手順書等の確認（レビューへの出席を含む）
- ○ 確認結果を踏まえた設定変更及び動作確認
- ○ 移行リハーサル及び本番移行における緊急連絡先の設置
- ○ 移行リハーサル及び本番移行への立会い、移行後の動作確認及び切戻し後の動作確認　等

(4)　ネットワーク機器の保守

受注者は、ネットワーク機器に故障が発生した場合は、サービスレベル定義書に記載したサービスレベルを達成するために必要となる保守対応を行うこと。

(5)　回線借用時の対応

受注者において、回線借用が必要となった場合は、以下に示す対応を行うこと。なお、国会会期中においては、回線借用（回線の計画停止）が困難な場合がある。

ア　回線借用（回線の計画停止）の実施時刻について、PJMO との調整・協議を行うこと。原則として、実施日の 1 か月以上前に PJMO の承認を得ること。ただし、ベストエフォート回線を除く。

イ　緊急借用（緊急に実施する回線の停止）を報告する際に、可能な限り事前に内容説明を含む事由を報告し、PJMO の承認を得ること。ただし、ベストエフォート回線を除く。

ウ　緊急借用を行った場合は、緊急借用後、5 開庁日以内に詳細な説明を PJMO に書面にて報告を行うこと。ただし、ベストエフォート回線を除く。

4　障害発生時の対応

障害発生時（障害発生の予兆検知及び他のシステム等による検知を含む）は、PJMO の承認を得た運用設計書等に基づき、対応を行うこと。

受注者は、障害発生時（障害発生の予兆検知及び他のシステム等による検知を含む）の対応として、以下に示す障害発生時報告、復旧作業、障害報告等を行うこと。

(1)　障害発生時報告

受注者は、障害発生の際、速やかに PJMO に報告すること。

(2)　復旧作業

受注者は、障害事象の確認、障害箇所の特定、障害原因の調査、復旧に向けた作業の切り分け等を迅速に行い、PJMO と調整・協議のうえ、PJMO の承認を得た復旧作業等を行うこと。

他のシステム等の障害であると判明した場合は、当該システムの復旧作業等に向けた情報提供等の支援等についても迅速に行うこと。

(3)　障害報告等

受注者は、原則として、書面にて障害報告を行うこと。

障害報告は、運用設計書等において規定する障害報告書を用いて実施すること。

障害対応状況については、障害報告書に、適宜、状況を追記したうえで、PJMO に報告すること。その際、必要に応じて、補足資料を添付すること。

復旧作業等について、暫定的な対応となっている場合は、速やかに恒久的な対応を検討し、PJMO と調整・協議のうえ、PJMO の承認を得た対応を行うこと。

復旧作業等が全て完了した時点において、再発防止策等を含めた最終的な障害報告書を作成し、PJMO に報告すること。

再発防止策には、運用文書の改定等の作業を含めるとともに、再発防止策の対応状況については、月次運用業務報告書に記載し、PJMO に報告すること。

発生した障害については、障害履歴の管理を行うこと。障害履歴の提出を PJMO から求められた場合は、速やかに提出すること。

５　大規模災害等発生時の対応

各拠点の所在地において、震度 6 強以上の地震が発生した場合、及び大規模風水害等により基準を満たす事象が発生した場合、受注者は、WAN 回線サービスの稼働状況の確認を行うこと。

障害が発生した場合には、前述「４　障害発生時の対応」に基づき対応すること。

財務省業務継続計画等に基づき、機器の貸与等の支援要請を行う場合があるので、これに協力すること。

６　情報システムの現況確認支援

運用計画書等に基づき、毎年度末までに、PJMO が実施予定の情報資産管理標準シートと情報システムの現況との突合・確認作業に際し、受注者は、確認作業における情報提供、補足資料の作成等を行うこと。

現況の確認作業等の結果、相違のある場合や、ライセンス許諾条件違反やサポート切れ等が発覚した場合には、受注者は、PJMO と調整・協議のうえ、適切に対処すること。

７　運用作業の改善提案

受注者は、ITSMS 要求事項の改善のマネジメントに基づき、運用設計書等において規定する改善のマネジメントにしたがって、作業を行うこと。

運用・サービス提供業務における改善事項等がある場合には、PJMO に積極的に提案し、PJMO と調整・協議すること。PJMO の承認を得た改善事項等については、速やかに対応を行うこと。

改善事項の対応状況については、月次運用業務報告書に記載し、PJMO に報告すること。

８　情報資産管理標準シートの提出

受注者は、PJMO からの求めに応じ、情報資産管理標準シートを更新し、PJMO の承認を得ること。

９　ネットワーク機器、敷設したケーブル等の撤去等

受注者は、WAN 回線サービスの提供期間終了後、ネットワーク機器及び敷設したケーブルを撤去し、データの消去作業を行ったうえで、処分すること。

データの消去作業の実施後、撤去作業報告書及びデータ消去報告書を作成し、PJMO の承認を得ること。

また、各拠点の設備については、原則として、ネットワーク機器等の設置前の状態に原状回復すること。

１０成果物

運用・サービス提供業務における成果物、納品期日等は、以下の「表 4-1-1　運用・サービス提供業務における成果物、納品期日等」に示すとおりであり、受注者は、成果物について、それぞれ納品期日までに納品すること。

表 4-1-1　運用・サービス提供業務における成果物、納品期日等

項番	成果物名		納品期日
1	前提事項、制約事項等	作業計画書	作業実施前（原則として、2 開庁日前まで）
2		作業結果報告書	作業実施後（原則として、当日）
3	定常時の対応	月次運用業務報告書	前月分について毎月 10 日（閉庁日の場合は翌開庁日、2027 年 3 月分は 3 月 31 日、2027 年 8 月分は 8 月 31 日）
4		議事録	会議終了後、2 開庁日以内
5		運用計画書	改定時
6		運用実施要領	改定時
7		各種設計書	改定時
8		操作マニュアル	改定時
9	障害発生時の対応	障害報告書	障害発生時及び復旧作業等完了時
10	情報資産管理標準シートの提出	情報資産管理標準シート	随時
11	ネットワーク機器、敷設	撤去作業報告書	2027 年 8 月 31 日

項番	成果物名		納品期日
12	したケーブル等の撤去等	データ消去報告書	2027 年 8 月 31 日
13	その他	その他本調達に関して別途財務省本省が指示する資料、作業過程における成果物等	随時

(1) 納品方法

各成果物の納品方法は、以下のとおりとする。

- ○ 成果物は、全て日本語で作成し、英文等による記載が含まれる場合には、和訳を添付するなどして対応を行うこと。
- ○ 用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の考え方（建議）（令和 4 年 1 月 7 日　文化審議会）」を参考にすること。
- ○ 情報処理に関する用語の表記については、日本産業規格（JIS）の規定を参考にすること。
- ○ 成果物の印刷時の用紙のサイズは、原則として日本産業規格 A 列 4 番とするが、必要に応じて日本産業規格 A 列 3 番を使用すること。
- ○ 2027 年 3 月 31 日及び運用・サービス提供業務の終了時に、原本一式及び複本一式（電磁的記録媒体）を納品すること。また、定例会等の会議資料や中間成果物等についても、電磁的記録媒体により作成すること（財務省から特別に示す場合を除く）。
- ○ 電磁的記録媒体による納品について、Microsoft Office 又は PDF のファイル形式で作成し、CD-R 等の電磁的記録媒体に格納して納品すること。
- ○ 納品後、財務省において改変が可能となるよう、図表等の元データもあわせて納品すること。
- ○ 成果物の作成に当たって、特別なツールを使用する場合は、PJMO の承認を得ること。
- ○ 成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。
- ○ 電磁的記録媒体は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。なお、対策ソフトウェアに関する情報（対策ソフトウェア名称、定義パターンバージョン、確認年月日）を記載したラベルを貼り付けること。

(2)　納品場所

原則として、成果物は次の場所において引渡しを行うこと。ただし、財務省が納品場所を別途指示する場合はこの限りではない。

〒100-8940
東京都千代田区霞が関 3-1-1
財務省大臣官房文書課情報管理室

第５章　　作業の実施体制・方法

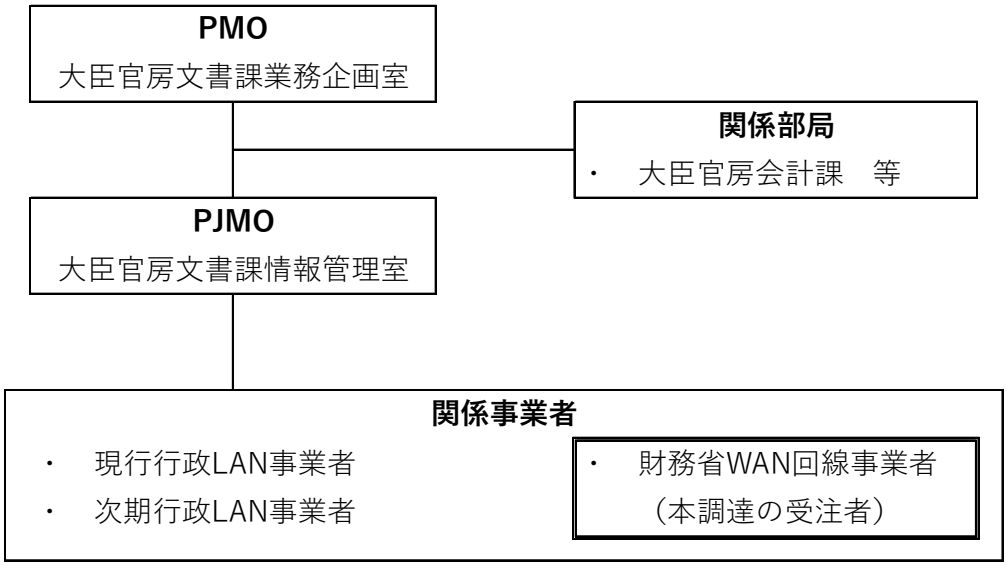
第１節　　作業実施体制

１　全体体制

ア　全体体制図

本業務における、財務省本省 WAN に関係する組織、事業者等を含めた全体体制図は、「図 5-1-1　全体体制図（財務省本省 WAN）」に示すとおりである。

図 5-1-1　全体体制図（財務省本省 WAN）



イ　役割分担、協働関係等

本業務における、財務省本省 WAN に関係する組織、事業者等の主な役割は、「表 5-1-1　組織、事業者等の主な役割（財務省本省 WAN）」に示すとおりである。

表 5-1-1　組織、事業者等の主な役割（財務省本省 WAN）

項番	組織、事業者等		主な役割
1	PJMO	大臣官房文書課情報管理室	・財務省本省 WAN に係る業務の管理・運営を行うとともに、PMO、関係部局、関係事業者等との調整を行う。 ・各種成果物のレビュー、承認等を行う。
2	PMO	大臣官房文書課業務企画室	・財務省内の IT 施策に関する全体管理の機能を担っており、PJMO に対し、指示、助言等を行う。
3	関係部局	大臣官房会計課	・ネットワーク設備に関する PJMO との連絡調整窓口となる。
4	関係事業者	現行行政 LAN 事業者	・ネットワーク基盤、クラウド、ポータルサイトや国会情報掲示システム等の業務アプリケーション等に係る運用業務及び機器等の賃貸借（保守業務を含む）を行う。 ・現行行政 LAN の運用管理（ヘルプデスク）業務及び Web 分離ソリューションや端末等に係る運用業務を行うとともに、現行行政 LAN 全体の統合管理を行う。 ・現行行政 LAN に関する情報提供等を行う。
5		次期行政 LAN 事業者	・次期行政 LAN の設計・構築業務、運用業務及び賃貸借（保守業務を含む）を行う。
6		次期財務省 WAN 回線事業者（本調達の受注者）	・2027 年 8 月まで、財務省本省 WAN 回線に係る運用・サービス提供業務を行う。

受注者は、「表 5-1-1　組織、事業者等の主な役割（財務省本省 WAN）」等を踏まえたうえで、以下に示す作業等も主体的に行うこと。

（ア） 財務省本省 WAN に関する情報提供等

以下に示す事業者の調達時、業務遂行時等において、財務省本省 WAN に関する情報提供等を行うこと。

- ○　現行行政 LAN 事業者
- ○　次期行政 LAN 事業者
- ○　PJMO 又は関係部局が指示する事業者　等

（イ） 各事業者との各種調整、協働作業等

財務省本省 WAN の安定稼働等に向けて、以下に示す事業者との各種調整、協働作業等を行うこと。なお、各事業者との協働作業等の実施に当たっては、事前に詳細な役割分担、責任分界点等を決定しておくこと。

○　現行行政 LAN 事業者
○　次期行政 LAN 事業者
○　PJMO 又は関係部局が指示する事業者　等

２　受注者の体制

(1)　運用・サービス提供業務

運用・サービス提供業務における受注者の体制図は、「図 5-1-2　受注者の体制図（運用・サービス提供業務）」を想定しており、記載した責任者及び管理者を含めた体制を確保すること。また、受注者の体制図を構成する主要なグループ、担当者等の主な役割は、「表 5-1-2　主要なグループ、担当者等の主な役割（運用・サービス提供業務）」に示すとおりである。なお、各グループの管理者について、1 名での対応が難しい場合には、複数名での対応も可とするが、必ず、代表者を 1 名設定すること。

図 5-1-2　受注者の体制図（運用・サービス提供業務）

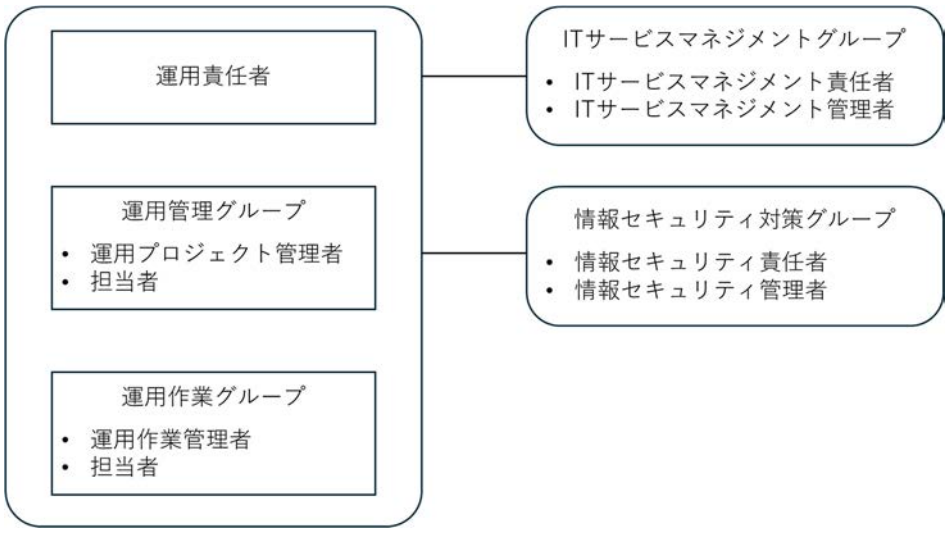


表 5-1-2　主要なグループ、担当者等の主な役割（運用・サービス提供業務）

項番	グループ、担当者等		主な役割
1	運用責任者		財務省本省 WAN の運用・サービス提供業務の遂行に当たり、受注者として責任を持つ。 ※運用業務・サービス提供業務を遂行する主たる組織・部門の長を想定。
2	運用管理グループ		財務省本省 WAN の運用・サービス提供業務の全体を統括するグループ。
3		運用プロジェクト管理者	当該グループの管理者として、財務省本省 WAN の運用・サービス提供業務の全体に関する PJMO への報告、各種調整作業等を行う。
4	運用作業グループ		財務省本省 WAN の運用・サービス提供に係る作業者が属するグループである。運用作業管理者の指示に基づいて作業を実施する。
5		運用作業管理者	当該グループの管理者として、財務省本省 WAN の運用・サービス提供に関する PJMO への報告、各種調整作業等を行う。
6	IT サービスマネジメントグループ		受注者内の IT サービスマネジメントシステムに基づいて、第三者的な立場で、IT サービスマネジメントを行うグループ。
7		IT サービスマネジメント責任者	運用・サービス提供業務の遂行に当たり、IT サービスマネジメントにおいて、受注者として責任を持つ。 ※運用・サービス提供業務を遂行する主たる組織・部門とは、別組織・部門の長を想定。
8		IT サービスマネジメント管理者	当該グループの管理者として、IT サービスマネジメント状況等に関する PJMO への報告、各種調整作業等を行う。 ※前述の項番 1 から項番 7 に記載したグループ、担当者等との兼務は認めない。
9	情報セキュリティ対策グループ		受注者内の情報セキュリティ規定等に基づいて、第三者的な立場で、情報セキュリティ対策を行うグループ。
10		情報セキュリティ責任者	運用・サービス提供業務の遂行に当たり、情報セキュリティ対策において、受注者として責任を持つ。 ※運用・サービス提供業務を遂行する主たる組織・部門とは、別組織・部門の長を想定。
11		情報セキュリティ管理者	当該グループの管理者として、情報セキュリティ対策状況等に関する PJMO への報告、各種調整作業等を行う。 ※前述の項番 1 から項番 5 に記載したグループ、担当者等との兼務は認めない。

「図 5-1-2　受注者の体制図（運用・サービス提供業務）」、「表 5-1-2　主要なグループ、担当者等の主な役割（運用・サービス提供業務）」等を踏まえたうえで、運用・サービス提供業務における詳細な体制図を提案すること。また、提案した体制図については、受注後、運用計画書等に明記したうえで、PJMO との調整・協議を行い、運用・サービス提供業務における全ての担当者を明記した詳細な体制図を確定すること。

(2)　受注者の体制に関する留意事項

ア　日本語での対応ができること。

イ　業務を遂行させるために必要な知識及び経験を有する者を担当させること。

ウ　業務を遂行させるために十分な体制を確保するとともに、責任体制を明確にし、全社的対応を図ること。

エ　業務を遂行するに当たり、提供するネットワーク機器等に対する財務省の意図しない設定変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理を、一貫した品質保証体制の下で実施すること。

オ　後述「第２節　作業要員に求める資格等の要件」に記載した担当者の経歴、保有資格等は、運用設計書、運用計画書等に明記すること。

カ　契約締結後、速やかに本業務に従事する要員の所属、専門性（資格等）、実績及び国籍について提示すること。

キ　体制を変更する必要が生じた場合には、1 か月前までに運用設計書、運用計画書等の改定案を提示し、事前に PJMO の承認を得ること。また、担当者の異動が発生する場合には、後任の担当者に対して、各々の業務に支障をきたさないように十分な訓練を実施した後に業務の引継ぎを行い、PJMO に引継ぎ結果を報告すること。

ク　担当者の病気により欠務が生じる場合は、その旨及び代行する担当者を速やかに PJMO に報告し、承認を得ること。

ケ　以下に示す場合において、PJMO は、プロジェクト管理者及び運用プロジェクト管理者の交代を求めることができる。その際、受注者は、速やかに PJMO と調整・協議のうえ、プロジェクト管理者及び運用プロジェクト管理者の交代等の問題解決に向けた対応を行うこと。

（ア） 十分なコミュニケーション能力がないとき

（イ） 業務品質が低く、問題を指摘したにもかかわらず改善が見られないとき

（ウ） PJMO 又は PJMO が指示する者の指示にしたがわないとき

（エ） 作業計画に 2 週間以上の遅れが生じ、その遅れを 1 か月以上解消できないとき

（オ） 同一の問題が、1 か月以上継続したとき

（カ） 作業計画の遅れや問題の原因として、担当者が必要な技能を習得していないと認められ、その状況が1か月以上解消できないとき

（キ） 業務を履行するうえで、不適切な対応が見られるとき

コ　以下に示す場合において、PJMOは、運用作業グループの運用作業管理者の交代を求めることができる。その際、受注者は、速やかにPJMOと調整・協議のうえ、運用作業管理者の交代等の問題解決に向けた対応を行うこと。

（ア） 十分なコミュニケーション能力がないとき

（イ） 業務品質が低く、問題を指摘したにもかかわらず改善が見られないとき

（ウ） PJMO又はPJMOが指示する者の指示にしたがわないとき

（エ） 業務を履行するうえで、不適切な対応が見られるとき

第２節　　作業要員に求める資格等の要件

１　運用・サービス提供業務

(1)　運用プロジェクト管理者

発注者側の複数の担当者（発注担当部門、ビル管理部門等）との調整が発生する70拠点以上のWANの運用プロジェクト管理者の経験を5年以上有すること。

(2)　運用作業管理者（運用作業グループ）

発注者側の複数の担当者（発注担当部門、ビル管理部門等）との調整が発生する5拠点以上のWANの運用作業管理者の経験を3年以上有すること。

(3)　情報セキュリティ管理者

情報セキュリティに関する以下のいずれかの資格又はこれに準ずる公的な資格を有するか、もしくはITスキル標準（ITSS）V3 2011のITスペシャリスト（セキュリティ）において、レベル4以上の能力を有すること。

ア　「情報処理の促進に関する法律」に基づき実施される情報処理技術者試験のシステム監査技術者

イ　「情報処理の促進に関する法律」に基づき実施される情報処理技術者試験の情報セキュリティスペシャリスト

ウ　「情報処理の促進に関する法律」において規定される情報処理安全確保支援士

(4)　財務省の拠点等での作業を実施する担当者

ア　日本語での対応ができること。

イ　提供するサービスの特性を理解していること。

ウ　本調達の作業内容と同様の作業経験を有すること。

第３節　　作業場所

１　運用・サービス提供業務

(1)　運用・サービス提供業務期間において、以下に示した財務省が提供する作業場所及びその作業場所内の設備、備品及び消耗品等を除き、受注者の責任において準備すること。

ア　各種会議の開催場所

財務省（東京都千代田区）、又は財務省が指定する Web 会議ツール

イ　ネットワーク機器等の設置場所

「別添資料２　拠点情報一覧（財務省本省 WAN）」に示す拠点。

ウ　事前に PJMO と調整・協議のうえ、承認を得た場所

(2)　受注者にて準備する作業場所は、専用の室又は独立した区画が確保され、施設入口ドアは施錠できる場所とし、文書等の保管用の鍵付きキャビネット又は金庫を設置すること。

第４節　　作業の管理に関する要領

１　運用・サービス提供業務

受注者は、運用設計書、運用計画書、運用実施要領等に基づき、運用・サービス提供業務に係る文書管理、コミュニケーション管理、体制管理、作業管理、リスク管理、課題管理、システム構成管理、変更管理、情報セキュリティ対策、是正処置等を行うこと。

IT サービスマネジメントにおいては、受注者内の IT サービスマネジメントシステムに基づいて、IT サービスの向上を図るとともに、情報セキュリティ対策においては、受注者内の情報セキュリティ規定等に基づいて、情報セキュリティの確保を図ること。

第６章　　作業の実施に当たっての遵守事項

第１節　　機密保持、資料の取扱い

１　業務の実施に際しては、財務省情報セキュリティポリシーの説明を受けた上、事故・不正行為対策を講ずること。

２　受注者は、本業務の実施時において知り得た情報の取扱いに十分留意し、他に漏えい等が行われないようにすること。

３　本業務に従事する全員と個別に守秘義務契約を締結していること。

４　受注者の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合に直ちに報告する義務や、損害に対する賠償等の責任を負うこと。

５　会社全体としてセキュリティポリシーの策定・運用・教育を行い、適切な文書管理・情報管理が行われていること。

６　受注者側設備においては、十分な情報セキュリティを確保していることを運用実施要領等における情報セキュリティ対策要領の中で明記すること。

７　運用・サービス提供業務における受注者の体制において、「情報セキュリティ対策ベンチマーク ver4.7（独立行政法人情報処理推進機構）」の各質問項目について、全て 4 以上となるようにし、その具体的な実施事項を運用実施要領等における情報セキュリティ対策要領の中で明記すること。

８　次の事項を必ず定め、運用計画書等に記載すること。

⑴　財務省から貸し出された資料又は支給を受けた物品等については、善良なる管理者の注意をもって保管及び管理するものとし、紛失又は破損の場合は直ちに財務省に報告し、財務省の指示にしたがって必要な措置をとること。

⑵　責任者及び監督者を定めること。

⑶　体制及び担当者を明確にすること。

⑷　担当者の担当作業範囲を明確にすること。

⑸　担当者への情報セキュリティに関する教育方法を明確にすること。

⑹　現地調査実施時に撮影又は作成した写真及び図面について、現地調査結果報告書作成後に不要となるものの処分方法及び確認手順を明確にすること。

⑺　作業場所等に関して、情報の漏えい等の防止及び情報システムのセキュリティ確保のための必要な措置をとること。

９　財務省が必要と判断した場合、財務省が行う情報セキュリティ監査（受注者の業務の履行場所、施設等への立ち入り検査を含む）を受け入れること。

１０東日本データセンタ、西日本データセンタ及び財務省本省バックアップセンタにおいては、各センタの規程、ルール等に沿って、情報セキュリティ対策を行うこと。

１１業務の遂行中に受け取った情報について、業務終了後の返却又は抹消等を行い復元不可能な状態にすること。

第２節　　個人情報の取扱い

個人情報の取扱いに係る事項について財務省と協議の上決定し、書面にて提出すること。なお、以下の事項を記載すること。

- ○　個人情報取扱責任者が情報セキュリティ責任者と異なる場合には、個人情報取扱責任者等の管理体制
- ○　個人情報の管理状況の検査に関する事項（検査時期、検査項目、検査結果において問題があった場合の対応等）

第３節　　法令等の遵守

受注者は、作業の実施に当たって、以下に示す法令等を遵守すること。

- ○　民法（明治 29 年法律第 89 号）
- ○　刑法（明治 40 年法律第 45 号）
- ○　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）
- ○　特許法（昭和 34 年法律第 121 号）
- ○　著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）
- ○　電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）
- ○　不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）
- ○　不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律 128 号）
- ○　個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）　等

第４節　　標準ガイドライン群の遵守

本業務の遂行に当たっては、標準ガイドライン群に基づき、作業を行うこと。具体的な作業内容、手順等については、標準ガイドライン解説書を参考とすること。なお、標準ガイドライン群が改定された場合は、影響、費用、工数及びスケジュールを評価の上、変更管理手続により適用を決定すること。

第５節　　その他文書、標準への準拠

１　プロジェクト計画書

受注者は、PJMO が定める「閲覧資料 11　財務省行政情報化 LAN システム等再構築プロジェクト計画書」との整合を確保して、作業を行うこと。

２　その他

受注者は、以下に示す文書、ガイドライン等にも準拠して、各種作業を進めること。なお、業務期間中にこれらの文書、ガイドライン等が改定された場合は、その改定内容に準拠すること。

- ○　デジタル社会の実現に向けた重点計画
- ○　高度サイバー攻撃対処のためのリスク評価等のガイドライン（平成 28 年 10 月 7 日　サイバーセキュリティ対策推進会議）
- ○　中央省庁業務継続ガイドライン
- ○　財務省業務継続計画
- ○　財務省業務継続計画（新型インフルエンザ等対応）
- ○　政府機関等における情報システム運用継続計画ガイドライン
- ○　行政 LAN 等運用継続計画
- ○　財務省の提示する規程、ルール　等

第６節　　情報システム監査

１　本調達において整備又は管理を行う情報システムに伴うリスクとその対応状況を客観的に評価するために、財務省が情報システム監査の実施を必要と判断した場合は、受注者は財務省が定めた実施内容（監査内容、対象範囲、実施者等）に基づく情報システム監査を受け入れること（財務省が別途選定した事業者による監査を含む）。

２　情報システム監査で問題点の指摘又は改善案の提示を受けた場合には、対応案を財務省と協議し、指示された期間までに是正を図ること。

第７章　　成果物の取扱いに関する事項

第１節　　知的財産権の帰属

１　本業務における成果物の原著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）は、受注者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て財務省に帰属するものとする。

２　財務省は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。また、受注者は、成果物について、自由に複製し、改変等し、及びこれらの利用を第三者に許諾すること（以下「複製等」という。）ができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときや、複製等により財務省がその業務を遂行するうえで支障が生じるおそれがある旨を契約締結時までに通知したときは、この限りでないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。

３　納品される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の受注者は、当該既存著作物の内容について事前に財務省の承認を得ることとし、財務省は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。なお、本仕様に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争の原因が専ら財務省の責めに帰す場合を除き、受注者の責任及び負担において一切を処理すること。この場合、財務省は係る紛争等の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。

４　成果物の所有権は、財務省から受注者に対価が完済されたとき受注者から財務省に移転するものとする。

５　受注者は財務省に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。

６　受注者は使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。

第２節　　契約不適合責任

１　受注者は、本調達について検収を行った日を起算日として１年間、成果物における種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という）に対して責任を負うものとする。その期間内において契約不適合があることが判明した場合には、それが財務省の指示によって生じた場合を除き（ただし、受

注者がその指示が不適当であることを知りながら、又は過失により知らずに告げなかったときはこの限りでない。）、受注者の責任及び負担において速やかに修正等を行い、指定された日時までに再度納品するものとする。なお、修正方法等については事前に財務省の承認を得てから着手するとともに、修正結果等についても財務省の承認を受けること。

２　前項の契約不適合責任期間経過後であっても、成果物等の契約不適合が受注者の故意又は重大な過失に基づく場合は、その責任を負うものとする。

３　財務省は、前各項の場合において、契約不適合の修正等に代えて、当該契約不適合により通常生ずべき損害に対する賠償の請求を行うことができるものとする。また、契約不適合を修正してもなお生じる損害に対しても同様とする。

４　財務省は、前各項の場合において受注者に対して相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができるものとする。

第３節　　検収

１　本業務の受注者は、成果物等について、納品期日までに財務省に内容の説明を実施して検収を受けること。

２　検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について財務省に説明を行ったうえで、指定された日時までに再度納品すること。

第８章　　入札参加資格に関する事項

第１節　　公的な資格や認証等の取得

１　応札希望者は、以下に示す公的な資格や認証等の取得に係る要件を全て満たしていること。

(1)　電気通信回線設備を用いて他人の通信を媒介する等、電気通信役務の提供を行った実績を 5 年以上有し、電気通信事業法（昭和 59 年 12 月 25 日 法律第 86 号）第 9 条又は第 16 条に基づき登録又は届出を行っている電気通信事業者であること。

(2)　運用・サービス提供業務の実施部門が、情報セキュリティマネジメントシステム（Information Security Management System:ISMS）適合性評価制度における認証（ISO/IEC 27001:2014 等）を取得していること。又は独立行政法人情報処理推進機構が提供する「情報セキュリティ対策ベンチマーク ver4.7」の各質問項目について、全て 4 以上のセキュリティ対策を実施していること。

(3)　運用･サービス提供業務の実施部門が、IT サービスマネジメントシステム(ITSMS)に関する認証（ISO/IEC 20000-1:2018）を取得していること。又は ISO/IEC 20000-1:2018 に準拠した IT サービスマネジメントシステムを運用していること。

２　応札希望者は、以下に示す公的な資格や認証等の取得に係る要件を満たしていることが望ましい。

(1)　一般財団法人日本情報経済社会推進協会又は同協会が指定する機関よりプライバシーマークの付与を受けていること。

(2)　運用業務の実施部門が、環境マネジメントシステムの要求事項である JIS Q 14001 又は ISO 14001 の認証を有していること。

(3)　以下に示すワーク･ライフ･バランス等の推進に関する認定を受けていること。

ア　女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業・一般事業者行動計画策定企業）

イ　次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

ウ　若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）

(4)　以下に示す、公的個人認証及び電子入札の推進に関する指標に該当すること。

ア　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号。）第 17 条第 1 項第 4 号、第 5 号もしくは第 6 号の規定に該当する事業者であって、同条第 4 項に規定する取決めを地方公共団体情報システム機構と締結した事業者又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成 15 年総務省令第 120

号）第 29 条第 1 項の定めにより、総務大臣の認定を受けたものとみなされた事業者

イ　官民データ活用推進基本法第 10 条第 2 項に規定する電子情報処理組織を使用して入札に参加する事業者であって、公的個人認証法第 3 条第 1 項に定める署名用電子証明書又は第 22 条に定める利用者証明用電子証明書を用いて入札に参加する事業者

ウ　前述「ア」及び「イ」のいずれも該当する事業者

(5)　以下に示す、賃上げの実施を表明した中小企業等に該当すること。

事業年度又は暦年において、対前年度比は対前年比で給与総額を 2.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。

(6)　以下に示す、情報システムに係る調達におけるデジタル・スタートアップとしての要件を全て満たす事業者であること。

ア　中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（みなし大企業を除く）であること。

イ　設立から 10 年未満であること。

ウ　情報システムに関連した先進技術やアイデアをもって当該事業に主体的に取り組み、今回の調達を実績として今後事業拡大することが期待できる事業者であること。

第２節　　受注実績

応札希望者は、本調達と同等以上の拠点数を持つ WAN 回線サービスの移行に関する案件の受注実績を 3 件以上有すること。

第３節　　複数事業者による共同入札

１　複数の事業者が共同入札する場合、その中から全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同入札の代表者を定めるとともに、本代表者が本調達に対する入札を行うこと。

２　共同入札を構成する事業者間においては、その結成、運営等について協定を締結し、業務の遂行に当たっては、代表者を中心に、各事業者が協力して行うこと。事業者間の調整事項、トラブル等の発生に際しては、その当事者となる当該事業者間で解決すること。また、解散後の契約不適合責任に関しても協定の内容に含めること。

３　共同入札を構成する全ての事業者は、本入札への単独参加又は他の共同入札への参加を行っていないこと。

４　共同入札を構成する全ての事業者は、公的な資格や認証等の取得を除く全ての応札条件を満たすこと。

第４節　　入札制限

本調達においては、透明性及び公正性を確保するため、以下に示す事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年 11 月 27 日大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者は、入札に参加できない。また、当該入札の受注者の再委託先となることもできない。

○　財務省デジタル統括責任者補佐官及び支援スタッフ（任期付職員、非常勤職員、官民交流法に基づき採用された職員を除く。）がその現に属する又は過去 2 年間に属していた事業者

第９章　　再委託に関する事項

第１節　　再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

１　本業務の受注者は、業務を一括して又は主たる部分を再委託してはならない。

２　運用・サービス提供業務において、前述「表 5-1-2　主要なグループ、担当者等の主な役割（運用・サービス提供業務）」に示す運用責任者、運用プロジェクト管理者、運用作業グループの運用作業管理者、IT サービスマネジメント管理者及び情報セキュリティ管理者について、再委託は認めないこととする。

３　受注者は再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。

４　再委託先における情報セキュリティの確保については受注者の責任とする。

５　再委託を行う場合、再委託先が前述「第８章第４節　入札制限」に示す要件を満たすこと。

６　再委託を行う場合においては、前述「第８章第１節　公的な資格や認証等の取得」の「１」の「(1)」から「(3)」までの要件を満たした受注者の品質、情報セキュリティ、IT サービス及び個人情報保護の各マネジメントシステムにしたがって、再委託先についても受注者と同等の取組みを実施させること。

第２節　　承認手続

１　本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した業務委託承認申請書を財務省に提出し、あらかじめ承認を受けること。

２　前項による再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再委託に関する書面を財務省に提出し、承認を受けること。

３　再委託の相手方が更に委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる場合（以下「再々委託」という。）には、当該再々委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再々委託を行う業務の範囲を書面で報告すること。

第３節　　再委託先の契約違反等

再委託先の事業者は、受注者と同様の作業上の義務を負うこととなるため、再委託先において、契約書、本書等に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、受注者が一切の責任を負うとともに、財務省は、当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。

第１０章　その他特記事項

第１節　　全般

受注者は、以下に示す、その他特記事項等を踏まえ、必要な措置をとること。

- ○　本書は、受注者に業務遂行を求める最低限の基準を示したものである。したがって、本書に記載していない事項であっても、本調達に必要と認められる事項は、財務省と調整・協議のうえ、これを行うこと。
- ○　受注者は、財務省の指示にしたがい、本書の内容等に基づき、業務を行うこと。また、本書の内容等に疑義が生じた場合は、財務省と調整・協議のうえ、決定するものとする。
- ○　受注者は、業務の遂行に当たり、財務省の作業負荷等を十分考慮すること。
- ○　受注者のプロジェクト管理者及び運用プロジェクト管理者は、業務の円滑な運営を図るため、財務省との連絡を密にして業務を遂行すること。
- ○　財務省から貸し出された資料又は支給を受けた物品等については、善良なる管理者の注意をもって保管及び管理するものとし、紛失又は破損の場合は直ちに財務省に報告し、財務省の指示にしたがって必要な措置をとること。
- ○　受注者は、常に作業場所を整理・整頓し、安全に留意して事故の防止に努めるとともに、労働基準法、労働安全衛生法等を遵守して安全の徹底を図り、作業を行うこと。
- ○　受注者は、作業の実施に当たり、事前の検温の実施、マスクの着用、アルコール消毒の実施、必要最低限の人数での作業等を徹底するとともに、発熱や体調のすぐれない作業要員に対して適切な対応を実施し、新型コロナウイルス感染防止対策を講ずること。
- ○　受注者が行う提案や報告及び相談等は全て書面をもって実施し、内容については、財務省の承認を得ること。
- ○　本書に記載したスケジュールは現時点での想定である。スケジュール変更があった場合の対応については、財務省と調整・協議のうえ、決定すること。
- ○　各拠点における作業は、受注者の監理下において実施すること。
- ○　各拠点における作業に関して起きた一切の事故・障害及び諸設備の破損等は、財務省又は財務省が指定する者の指示にしたがい、受注者が当該設備又は機能を無償にて速やかに復旧又は交換すること。
- ○　本調達の実施に伴い、受注者の内部処理上作成が必要な申込書等については、各種設計書の記載内容等に基づき、受注者側で作成すること。
- ○　受注者の責に帰すべき事由によって、スケジュールが遅延し、前述「図 5-1-1　全体体制図（財務省本省 WAN）」に記載した事業者等に対して追加費用負

担を発生させた場合、自己の責任において他の事業者に対する費用負担を行うこと。

○　本調達の契約期間中に、回線増速又は減速、設置箇所の変更及びオプションサービスの追加を行う場合がある。この場合においては、原則として、本調達に関する契約金額と同等の割引率を適用すること。なお、本契約における割引率は、本契約時に提示すること。

第２節　　前提条件等

本業務受注後に調達仕様書（「別冊１　要件定義書（財務省本省 WAN）」を含む。）の内容の一部について変更を行おうとする場合、その変更の内容、理由等を明記した書面をもって財務省に申し入れを行うこと。双方の協議において、その変更内容が軽微（委託料、納期に影響を及ぼさない）かつ許容できると判断された場合は、変更の内容、理由等を明記した書面に双方が記名捺印することによって変更を確定する。

第３節　　入札公告期間中の資料閲覧等

１　事業者が閲覧できる資料一覧表

以下に示す閲覧資料は、現行システムの情報を扱うため、後述「３　閲覧要領」にしたがい、「機密保持に関する誓約書」を提出した後、「機密保持に関する誓約書」を提出した者のみに対して、閲覧に供するものとする。

○　閲覧資料 1　　財務省本省 WAN　基本設計書
○　閲覧資料 2　　財務省本省 WAN　運用設計書
○　閲覧資料 3　　財務省本省 WAN　現地調査結果報告書
○　閲覧資料 4　　財務省本省 WAN　詳細設計書
○　閲覧資料 5　　財務省本省 WAN　トラフィックレポート
○　閲覧資料 6　　財務省行政情報化 LAN システム　一式　基本設計書『端末編』
○　閲覧資料 7　　財務省行政情報化 LAN システム　一式　基本設計書『NW 編（ネットワーク）』
○　閲覧資料 8　　財務省行政情報化 LAN システム　一式　基本設計書『オンプレ編（ネットワーク接続監視）』
○　閲覧資料 9　　財務省行政情報化 LAN システム　一式　詳細設計書『NW 編（ネットワーク）』
○　閲覧資料 10　財務省行政情報化 LAN システム　一式　詳細設計書『オンプレ編（ネットワーク接続監視）』
○　閲覧資料 11　財務省行政情報化 LAN システム等再構築プロジェクト計画書

２　別添資料

以下に示す別添資料は、後述「３　閲覧要領」にしたがい、「機密保持に関する誓約書」を提出した後に貸与する。なお、「機密保持に関する誓約書」を提出した者のみが、当該情報を取扱うことが可能である。貸与した資料は、入札時までに返却することとする。

○　別添資料１　　現行システム構成概要図（財務省本省 WAN）
○　別添資料２　　拠点情報一覧（財務省本省 WAN）
○　別添資料３　　回線情報一覧（財務省本省 WAN）

３　閲覧要領

前述「１　事業者が閲覧できる資料一覧表」及び前述「２　別添資料」は、「別紙６　技術資料の閲覧要領」にしたがい手続を行った後、貸与又は閲覧に供するものとする。

第４節　　サプライチェーン・リスクへの対応

サプライチェーン・リスクへの対応について、本調達手続上の要件を以下に示す。

１　提案書の作成においては、サプライチェーン・リスクに十分配慮すること。

２　サプライチェーン・リスクの懸念の有無を判断するため、「別紙４　役務従事者一覧」、「別紙３　機器等一覧」及び「別紙５　経歴、保有資格等」に、本件特定役務にて従事することを予定する作業要員及び使用することを予定する機器等（可能な範囲でクラウドサービスが利用する機器等を含む）の情報を記入の上、提案書の提出期限の３週間前（土日祝日含む）までに財務省に提出※し、その後、財務省の承諾を得ること。なお、必要に応じて内閣官房国家サイバー統括室等に助言を求めることがある。また、クラウドサービスが利用する機器等について、機器等の開発等のライフサイクルで不正な変更が加えられないよう管理し、その管理状況を財務省が確認できること。

３　前述「２」の結果、サプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されないと判断した場合は、作業要員及び機器等を代替案に変更する等し、「別紙４　役務従事者一覧」、「別紙３　機器等一覧」及び「別紙５　経歴、保有資格等」を財務省に再提出※し、財務省の承諾を得ること。

４　前述「３」による代替案に変更する等ができない特段の理由がある場合には、サプライチェーン・リスクに対する軽減策を検討する等、提案の見直しを図り財務省に再提出※すること。

５　前述「３」による代替案の提出もしくは、前述「４」により提案書にて軽減策を提出するかの選択は、事前に財務省に報告のうえ行うこと。

６　契約後、確定した情報を「別紙４　役務従事者一覧」、「別紙３　機器等一覧」及び「別紙５　経歴、保有資格等」により提出※し、財務省の承諾を得ること。なお、予期しない新たなサプライチェーン・リスクが発覚した場合は、財務省と協議を行い、サプライチェーン・リスクの懸念がない作業要員及び機器等に変更する等、講ずべき必要な措置を実施すること。

７　前述「６」の承諾後、機器等の変更を行う場合は、事前に財務省の承諾を得ること。また、サプライチェーン・リスクの観点から、財務省が、使用する機器等の変更を求める場合も、事前に財務省の承諾を得たうえ、変更対応すること。

※記入した「別紙４　役務従事者一覧」、「別紙３　機器等一覧」及び「別紙５　経歴、保有資格等」は、同内容を記録した電子媒体を財務省大臣官房会計課に提出すること。

第５節　　その他

本仕様書について疑義等がある場合は、既定の質問書により質問すること。なお、質問書に対する回答は適宜行うこととする。

第１１章　附属文書

第１節　　要件定義書

以下に示す要件定義書は、本書の別冊として、応札希望者全てに提示する。

○　別冊 1　　要件定義書（財務省本省 WAN）

第２節　　別紙

以下に示す別紙は、本書の添付資料として、応札希望者全てに提示する。

○　別紙 1　　運用管理基準（財務省本省 WAN）
○　別紙 2　　稼働率算定範囲
○　別紙 3　　機器等一覧
○　別紙 4　　役務従事者一覧
○　別紙 5　　経歴、保有資格等
○　別紙 6　　技術資料の閲覧要領

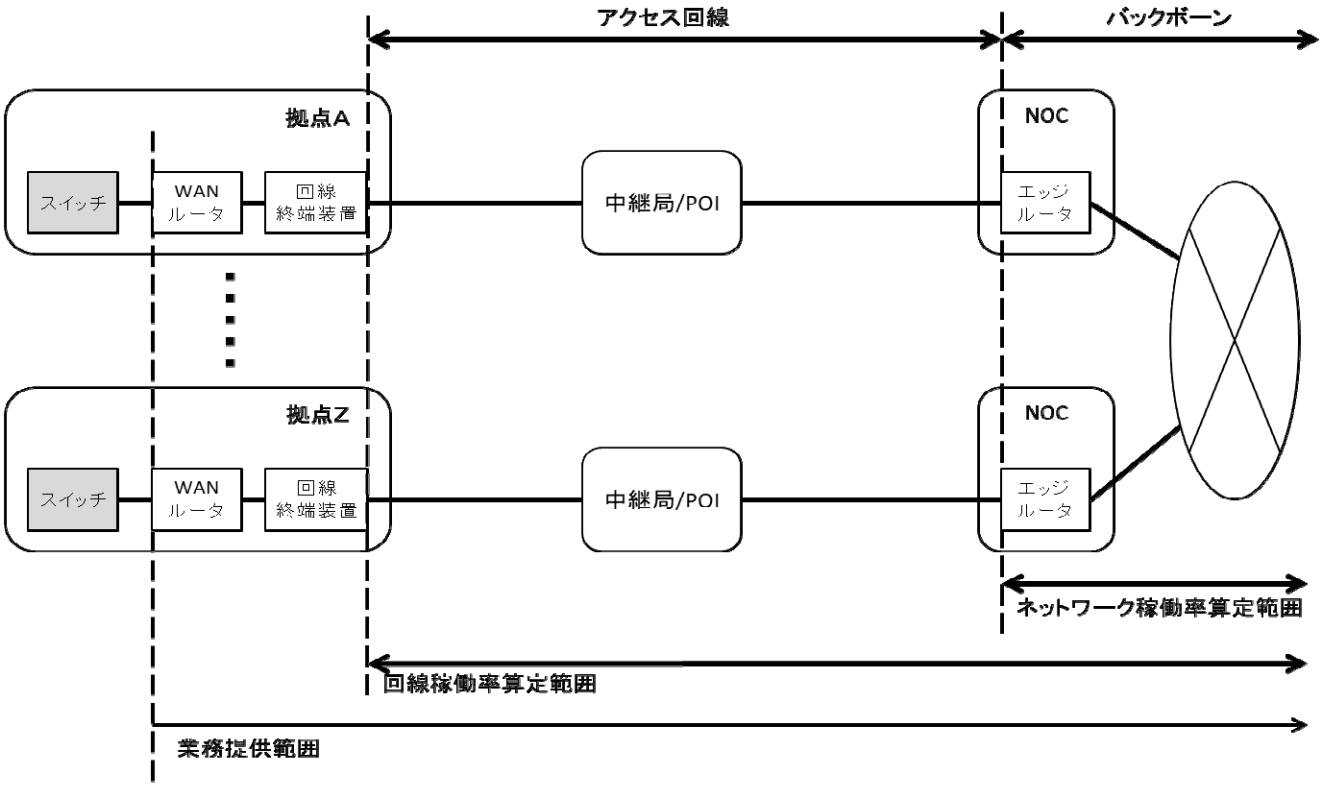
別紙1　運用管理基準（財務省本省WAN）

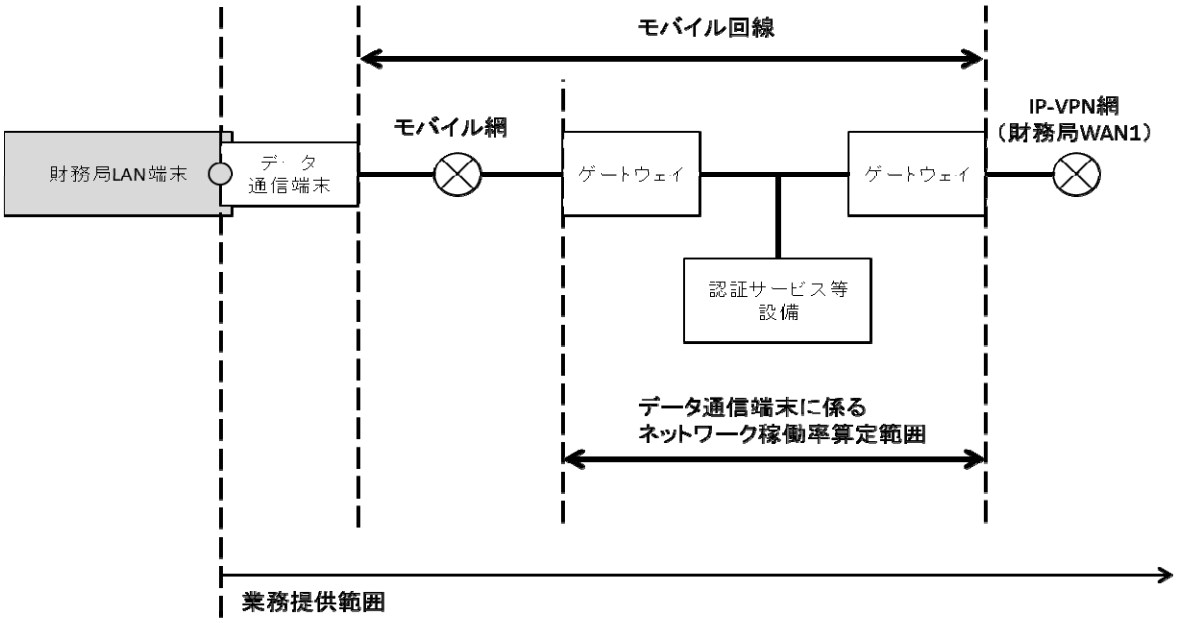
項番	項目名称	項目の説明	サービス レベル	サービス レベル型式
1	障害発生通知時間	障害を検知してから財務省本省が指定した連絡先及び連絡方法で通知するまでの時間を表す。 障害の定義は、以下のとおりとする。 (1)回線の切断等により、WAN回線サービスを利用できない状況。 (2)ネットワーク機器の故障等により、WAN回線サービスを利用できない状況。	30分以内	努力型
2	障害対応要員到着時間	障害を検知してから、障害対応要員が機器の設置場所に到着するまでの時間を表す。	2時間以内	努力型
3	障害復旧時間	障害が発生してから、障害が復旧するまでの作業時間を表す。 ※財務省本省WANに付随する管理機能の障害は除く。	平日:3時間以内 夜間・休日:6時間以内	保証型
4	障害復旧通知時間	障害の復旧が完了してから、財務省本省が指定した連絡先及び連絡方法で通知するまでの時間を表す。なお、回線を冗長化した拠点においては、回線の切替が完了した場合も対象とする。	30分以内	努力型
5	障害対応報告期限	障害対応後、障害原因、対応内容、影響範囲、予防策等の情報をまとめ、報告する期限を表す。	障害対応後 速やかに報告	努力型
6	サービス提供時間帯	WAN回線サービスの提供時間帯を表す。	24時間365日	努力型
7	回線稼働率	拠点ごとの回線（アクセス回線及びバックボーン）における1か月間の平均の稼働率をいう。 回線稼働率＝（稼働予定時間－障害による停止時間）／稼働予定時間 稼働率の定義については、以下のとおりとする。 (1)拠点単位で稼働率を測定する。 (2)稼働率の測定は、1か月単位とする。 (3)稼働予定時間及び障害による停止時間には計画停止時間を含まない。 (4)運用・サービス提供の範囲に含まれない機器については、障害停止しないものと仮定し、稼働率計算に含めないものとする。 (5)稼働率が測定不能な状況が生じた場合には、障害とみなす。	99.9%以上	保証型
8	ネットワーク稼働率	バックボーンにおける1か月間の稼働率を表す。 ネットワーク稼働率＝（稼働予定時間－障害による停止時間）／稼働予定時間 稼働率の定義については、以下のとおりとする。 (1)稼働率の測定は、1か月単位とする。 (2)稼働予定時間及び障害による停止時間には計画停止時間を含まない。 (3)運用・サービス提供の範囲に含まれない機器については、障害停止しないものと仮定し、稼働率計算に含めないものとする。 (4)稼働率が測定不能な状況が生じた場合には、障害とみなす。	99.99%以上	保証型

項番	項目名称	項目の説明	サービス レベル	サービス レベル型式
9	管理サイクル	サービスマネジメントのPDCAサイクルを運営する管理サイクルを表す。 PDCAサイクルの運営状況については適宜報告する。	3か月以内	努力型
10	報告間隔	サービスレベル管理の実施状況及びサービスレベルが維持されているかどうかを報告する時間間隔を表す。	1か月以内	努力型
11	伝送遅延時間	バックボーンの往復伝送遅延時間（測定伝送遅延時間の月間平均値）を表す。	40ms以内	保証型

別紙2　稼働率算定範囲

（1）回線稼働率及びネットワーク稼働率の算定範囲





仕様書別紙3　機器等一覧
令和　　年　　月　　日

「財務省本省WAN回線提供　一式（2027年1月～6月）」機器等一覧

住所	
会社名	
連絡先電話番号	

通番	製造業者名	製造業者の 法人番号 (半角数字)	製品名	型番
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

（仕様書別紙４　役務従事者一覧）

令和　　年　　月　　日

財務省大臣官房文書課情報管理室長　　殿

住　　所
会 社 名

「財務省本省 WAN 回線提供　一式（2027 年 1 月～6 月）」に従事する予定の役務従事者は、以下のとおりとなります。

（記載例）

担当	氏名	役割・責任
プロジェクト責任者	○○　○○	・プロジェクト全体管理 ・担当間調整

※　上記表に記載しきれない場合は、別添資料にて提出しても差し支えない。

（仕様書別紙 5 経歴、保有資格等）

令和　　年　　月　　日

財務省大臣官房文書課情報管理室長　　殿

住　　所
会 社 名

「財務省本省 WAN 回線提供　一式（2027 年 1 月～6 月）」に従事する予定の担当者に係る、経歴、保有資格等は以下のとおりとなります。

氏名	経歴	国籍、保有資格等
○○　○○		

※　上記表に記載しきれない場合は、別添資料にて提出しても差し支えない。

（仕様書別紙 6）

技術資料の閲覧要領

「財務省本省 WAN 回線提供　一式（2027 年 1 月～6 月）」（以下「本調達」という。）の入札に参加を予定する者は、提案書及び業務履行保証書の作成を行う上で、本調達に係る技術資料（別表）の閲覧又は貸与を希望する場合、本閲覧要領に従い手続きを行うこと。

1　技術資料の閲覧及び貸与方法

（1）申込方法

本調達に係る技術資料の閲覧又は貸与を希望する場合は、それぞれ別添様式 1 の「技術資料閲覧願」（以下「閲覧願」という。）、別添様式 2 の「技術資料貸与願」（以下「貸与願」という。）に必要事項を記載の上、2 の問い合わせ先に提出すること。なお、併せて、別添様式 3「機密保持に関する誓約書」（以下「誓約書」という。）についても提出すること。

（2）提出期限

令和〇年〇月〇日（〇）正午まで

（誓約書についてのみ、閲覧又は貸与当日の提出可）

（3）閲覧条件及び貸与条件

（2）に記載の期限までに閲覧願の提出があった者については、日程を調整の上、順次、財務省の指定する場所において、技術資料の閲覧を認める。また、（2）に記載の期限までに貸与願の提出があった者については、財務省の指定する場所において、技術資料を貸与する。

なお、機密情報に該当する技術情報の閲覧及び貸与にあたっては、如何なる理由があっても誓約書の提出がない者には認めない。

2　問い合わせ先

財務省大臣官房文書課情報管理室　（担当：鈴木、奥田）

電話　０３－３５８１－４１１１（内線５６３４）

別　表

技　術　資　料

項番 4～14 の技術資料については閲覧のみ認めることができる。

項番	技術資料名	機密情報
1	別添資料 1　次期システム構成概要図（財務省本省 WAN）	○
2	別添資料 2　拠点情報一覧（財務省本省 WAN）	○
3	別添資料 3　回線情報一覧（財務省本省 WAN）	○
4	閲覧資料 1　財務省本省 WAN　基本設計書	○
5	閲覧資料 2　財務省本省 WAN　運用設計書	○
6	閲覧資料 3　財務省本省 WAN　現地調査結果報告書	○
7	閲覧資料 4　財務省本省 WAN　詳細設計書	○
8	閲覧資料 5　財務省本省 WAN　トラフィックレポート	○
9	閲覧資料 6　財務省行政情報化 LAN システム　一式 基本設計書『端末編』	○
10	閲覧資料 7　財務省行政情報化 LAN システム　一式 基本設計書『NW 編（ネットワーク）』	○
11	閲覧資料 8　財務省行政情報化 LAN システム　一式 基本設計書『オンプレ編（ネットワーク接続監視）』	○
12	閲覧資料 9　財務省行政情報化 LAN システム　一式 詳細設計書『NW 編（ネットワーク）』	○
13	閲覧資料 10　財務省行政情報化 LAN システム　一式 詳細設計書『オンプレ編（ネットワーク接続監視）』	○

14	閲覧資料 11　財務省行政情報化 LAN システム等再構築プロジェクト計画書	○

財務省本省 WAN 回線提供　一式
（2027 年 1 月～6 月）
調達仕様書

別冊 1　要件定義書

令和 8 年 10 月

財務省

目次

第１章　はじめに 1
第２章　業務要件の定義 2
　第１節　業務実施手順 2
　第２節　規模 2
　第３節　時期・時間 2
　第４節　場所等 2
　第５節　管理すべき指標 2
　第６節　情報システム化の範囲 2
　第７節　業務の継続の方針等 2
　第８節　情報セキュリティ 2
第３章　機能要件の定義 3
　第１節　機能に関する事項 3
　　１　機能一覧 3
　　２　財務省本省 WAN に付随する管理機能 3
　　３　詳細業務フロー 4
　第２節　画面に関する事項 4
　　１　画面一覧 4
　　２　画面要件 4
　　３　画面イメージ 5
　　４　画面遷移の基本的考え方 5
　　５　画面設計ポリシー 5
　第３節　帳票に関する事項 5
　第４節　ファイルに関する事項 5
　第５節　情報・データに関する事項 5
　第６節　外部インタフェースに関する事項 5
　　１　物理インタフェース 5
　　２　責任分界点 6
　　３　使用プロトコル 6
第４章　非機能要件の定義 7
　第１節　ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項 7
　第２節　システム方式に関する事項 7
　第３節　規模に関する事項 7
　　１　機器数及び設置場所 7
　　２　回線容量 7

３　データ量 7
４　処理件数 7
５　利用者数 8
第４節　性能に関する事項 8
第５節　信頼性に関する事項 8
１　可用性要件 8
２　完全性要件 8
第６節　拡張性に関する事項 9
１　機能の拡張性 9
第７節　上位互換性に関する事項 9
１　基本ソフトウェアのバージョンアップ時の対応 9
２　パッケージ製品のバージョンアップ時の対応 9
第８節　中立性に関する事項 9
１　中立性 9
第９節　継続性に関する事項 9
１　継続性に係る目標値 9
２　継続性に係る対策 10
第１０節　情報セキュリティに関する事項 10
１　基準等の遵守 10
２　情報セキュリティ対策要件 10
第１１節　情報システム稼働環境に関する事項 11
１　クラウドサービスの構成 11
２　ハードウェア構成 12
３　ソフトウェア構成 12
４　ネットワーク構成 12
５　施設・設備要件 16
第１２節　運用に関する事項 16
第１３節　保守に関する事項 16

第１章　　はじめに

本調達では、財務省本省 WAN 回線の運用・サービス提供業務及びこれに関連する設計・構築業務を行うものとし、本要件定義書では本調達に係る要件について定義する。

本要件定義書は、「第２章　業務要件の定義」、「第３章　機能要件の定義」及び「第４章　非機能要件の定義」から構成される。

第２章　　業務要件の定義

第１節　　業務実施手順

本調達は、WAN 回線サービスの提供であることから、業務の範囲、業務フロー、業務の実施に必要な体制、入出力情報及び取扱量、管理対象情報一覧の定義は行わない。

第２節　　規模

本調達は、WAN 回線サービスの提供であることから、サービスの利用者数及び情報システムの利用者数、処理件数業務要件の定義は行わない。

第３節　　時期・時間

本調達は、WAN 回線サービスの提供であることから、業務の時期・時間の定義は行わない。

第４節　　場所等

本調達は、WAN 回線サービスの提供であることから、業務の実施場所、諸設備、部品等の定義は行わない。

第５節　　管理すべき指標

本調達は、WAN 回線サービスの提供であることから、管理すべき指標の定義は行わない。

第６節　　情報システム化の範囲

本調達は、WAN 回線サービスの提供であることから、情報システムの機能の定義は行わない。

第７節　　業務の継続の方針等

本調達は、WAN 回線サービスの提供であることから、目標復旧時間の定義は行わない。

第８節　　情報セキュリティ

本調達は、WAN 回線サービスの提供であることから、情報セキュリティ対策の基本的な考え方の定義は行わない。

第３章　　機能要件の定義

財務省本省 WAN における機能要件は、以下のとおりとする。

第１節　　機能に関する事項

１　機能一覧

財務省本省 WAN において提供するサービスを以下の「表 3-1-1　財務省本省 WAN において提供するサービス一覧」に示す。

表 3-1-1　財務省本省 WAN において提供するサービス一覧

項番	サービス名	品名
1	WAN 回線サービス	WAN 回線
2		WAN ルータ
3		回線終端装置

各サービスについて、後述「第４章第１１節　情報システム稼働環境に関する事項」に示す要件に基づき、提供すること。

２　財務省本省 WAN に付随する管理機能

財務省本省 WAN に付随する管理機能として、以下の「表 3-1-2　機能一覧」に示す機能を提供すること。

表 3-1-2　機能一覧

項番	機能名	機能概要	補足
1	回線情報表示機能	契約している回線に関する情報を提供する機能	システムでの提供必須
2	トラフィックレポート表示機能	各拠点別に回線使用量又は回線使用率を表示する機能	システムでの提供必須

各機能は、既に受注者において用意しているシステムの利用を想定しており、PJMO にてシステム上での閲覧及び利用を可能とすること。

各機能は、同一のシステム上にて閲覧及び利用できることが望ましい。

各機能について、満たすべき詳細な要件を以下に示す。

(1)　回線情報表示機能

ア　「別添資料3　回線情報一覧（財務省本省WAN）」に示す全ての回線を表示できること。

イ　拠点名称、回線ID、回線品目、回線状態（死活状態）等に関する情報を表示できること。

(2) トラフィックレポート表示機能

ア　「別添資料3　回線情報一覧（財務省本省WAN）」に示す全ての回線を表示できること。

イ　横軸に時間、縦軸に回線使用量又は回線使用率をグラフとして表示できること。

ウ　回線使用量又は回線使用率は、送信及び受信を個別に表示できること。

エ　時間として、年・月・週・日単位を選択でき、それぞれの表示期間において、最低限、以下の回線使用量又は回線使用率の変動を表示できること。

- 日単位：5分平均値
- 週単位：時間ごとの平均値及び最大値
- 月単位：日ごとの平均値及び最大値
- 年単位：週ごとの平均値及び最大値

オ　回線使用量又は回線使用率の5分平均値については過去3か月分以上、回線使用量又は回線使用率の時間ごと、日ごと及び週ごとの平均値と、各々の最大値については過去1年分以上のデータを表示できるとともに、CSV形式にてデータのダウンロードができること。なお、表示及びダウンロードが可能なデータの対象期間が前述の要件に満たない場合は、PJMOの指示に基づき、速やかに書面又は電子データにて提出することで、代用できるものとする。

カ　受注者にて運用期間中のデータは全て保存し、PJMOの指示に基づき、速やかに書面又は電子データで提出すること。

３　詳細業務フロー

本調達は、WAN回線サービスの提供であることから、詳細業務フローの定義は行わない。

第２節　　画面に関する事項

１　画面一覧

本調達は、WAN回線サービスの提供であることから、画面一覧の定義は行わない。

２　画面要件

財務省本省 WAN に付随する管理機能に対する共通の画面要件は、以下に示すとおりとする。

(1) 行政 LAN 端末にて、画面表示、キー入力、マウスによる操作等が行えること。

(2) ウェブブラウザを介して管理画面を提供する場合は、行政 LAN 端末で使用しているブラウザに対応していること。

(3) 日本語の表示を原則とするが、英語の場合は運用設計書、操作マニュアル等に画面記載事項の説明を行うことにより、日本語の場合と同様に操作が行えるようにすること。

３　画面イメージ

「第３章第１節２(2)　トラフィックレポート表示機能」について、グラフの送信及び受信を個別の配色で表示する等、可視性に優れていること。また、他の管理画面についても、可能な限り可視性に優れていること。

４　画面遷移の基本的考え方

画面遷移については特段定義しないが、各管理画面について、可能な限り操作が容易であること。

５　画面設計ポリシー

画面設計ポリシーについては特段定義しないが、各管理画面について、可能な限り統一された画面設計となっていること。

第３節　　帳票に関する事項

財務省本省 WAN では、帳票出力は想定していないため、帳票一覧、帳票イメージ、帳票設計ポリシー関する事項は定義しない。

第４節　　ファイルに関する事項

本調達で提供するサービスでは、ファイル一覧の定義は行わない。

第５節　　情報・データに関する事項

財務省本省 WAN では、業務データ等を扱わないことから、データモデル、データ一覧、データ定義、CRUD マトリクス、コード一覧、コード内容定義については定義しない。

第６節　　外部インタフェースに関する事項

１　物理インタフェース

財務省本省 WAN の責任分界点の物理インタフェースは、以下のとおりとする。なお、設計時に受注者がケーブル種別、使用コネクタ等の確認を行い、インタフェースを最終的に確定すること。

(1) コネクタ形状

RJ-45

(2) LAN インタフェース

「別添資料 3　回線情報一覧（財務省本省 WAN）」に示す WAN ルータ LAN 側インタフェースを有すること

(3) ケーブル種別

UTP ケーブル

2　責任分界点

財務省本省 WAN の責任分界点は、「図 3-6-1　責任分界点」に示すとおり、財務省本省各拠点に設置する WAN ルータの LAN 側ポートとする。

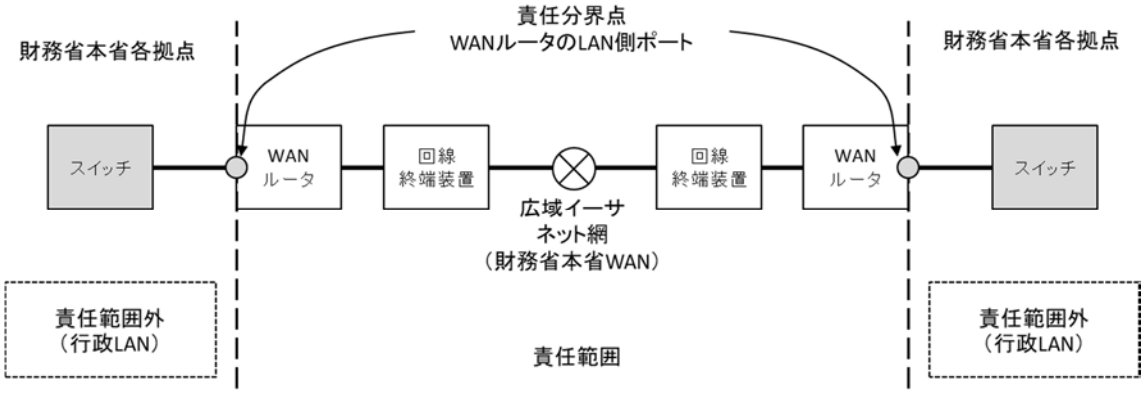


図 3-6-1　責任分界点

3　使用プロトコル

TCP/IP であること。

また、行政 LAN から WAN ルータに対して、ping を使用した疎通確認を行う予定であるため、当該 ping に対して応答すること。

第４章　　非機能要件の定義

財務省本省 WAN における非機能要件は、以下のとおりとする。

第１節　　ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項

ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項は、前述「第３章第２節　画面に関する事項」に示すとおりとする。

第２節　　システム方式に関する事項

財務省本省 WAN は、WAN 回線サービスの提供であることから、システム方式に関する事項は定義しない。

第３節　　規模に関する事項

１　機器数及び設置場所

財務省本省 WAN で導入するネットワーク機器は、以下の「表 4-3-1　ネットワーク機器一覧」のとおりとする。受注者は、これらについて、運用・サービス提供業務の期間に亘って品質が担保可能なネットワーク機器を選定すること。

設置場所の詳細については、「別添資料 2　拠点情報一覧（財務省本省 WAN）」に示すとおりとする。

表 4-3-1　ネットワーク機器一覧

項番	ネットワーク機器名	導入台数	説明
1	財務省本省 WAN 回線終端装置	8 式	各拠点に設置する回線終端装置。
2	財務省本省 WAN ルータ 1	2 式	財務省本庁舎に設置する WAN ルータ。
3	財務省本省 WAN ルータ 2	6 式	施設等機関等に設置する WAN ルータ。

２　回線容量

財務省本省 WAN における各拠点の回線容量は、「別添資料 3　回線情報一覧（財務省本省 WAN）」に示すとおりとする。

なお、現行財務省本省 WAN の利用状況については、「閲覧資料 5　財務省本省 WAN トラフィックレポート」を参照すること。

３　データ量

本調達は、WAN 回線サービスの提供であることから、データ量の定義は行わない。

４　処理件数

本調達は、WAN 回線サービスの提供であることから、処理件数の定義は行わない。

５　利用者数

本調達は、WAN 回線サービスの提供であることから、利用者数の定義は行わない。

第４節　　性能に関する事項

財務省本省 WAN では、応答時間、スループット等の性能に関する事項は定義しない。

第５節　　信頼性に関する事項

１　可用性要件

(1)　可用性に係る目標値

財務省本省 WAN は、サービスレベル定義書で定義する「別紙 1　運用管理基準（財務省本省 WAN）」の以下に示す指標を達成するために必要な機能又は構成とすること。

ア　項番 3「障害復旧時間」

イ　項番 7「回線稼働率」

ウ　項番 8「ネットワーク稼働率」

(2)　可用性に係る対策

ア　受注者が所有するバックボーンは、バックボーンを構成する機器及び回線の冗長化を行っており、機器又は回線に障害が発生した場合、NOC 間の接続経路が自動的に切り替わるバックボーンの機能又は構成を有していること。

イ　受注者が提供するアクセス回線について、NOC と各拠点の間に中継局又は POI がある場合は、NOC から中継局又は POI 間について冗長構成としていること。

ウ　「別添資料 3　回線情報一覧（財務省本省 WAN）」に「物理冗長」と記載している財務省本庁舎のアクセス回線は、NOC から財務省本庁舎間の全ルートにおける 2 回線について、異なる敷設経路を経由したものとすること。更に両端に接続する装置について、別々の機器を使用すること。

エ　財務省本省 WAN に付随する管理機能に障害が生じた際は、速やかに復旧作業を行うこと。また、PJMO の指示に基づき、必要な情報を書面又は電子データにて提出する等、受注者にて提供する管理機能に相当する対応を速やかに実施すること。

２　完全性要件

(1)　財務省本省 WAN に付随する管理機能について、適宜バックアップを取得し、データの毀損又は滅失のないように対策を講ずること。

(2) 受注者が提供するネットワーク機器等について、設定情報が正確であり、保護されていること。

第６節　　拡張性に関する事項

１　機能の拡張性

QoS について、ネットワーク機器の交換等の工事を行わずに導入が行えること。

第７節　　上位互換性に関する事項

１　基本ソフトウェアのバージョンアップ時の対応

財務省本省 WAN の提供に必要なサーバ、ネットワーク機器等について、脆弱性を突いた攻撃等への対策として基本ソフトウェアの更新（パッチ適用）を行う際は、財務省本省 WAN 及び財務省本省 WAN に付随する管理機能の利用に影響がないように努めること。

基本ソフトウェアの更新により、財務省本省 WAN 又は財務省本省 WAN に付随する管理機能の利用に変更がある場合については、事前に PJMO と調整・協議のうえ、承認を得ること。

２　パッケージ製品のバージョンアップ時の対応

財務省本省 WAN の提供に当たり、パッケージ製品等を使用している場合には、脆弱性を突いた攻撃等への対策としてパッケージ製品のバージョンアップを行う際、財務省本省 WAN 及び財務省本省 WAN に付随する管理機能の利用に影響がないように努めること。

パッケージ製品のバージョンアップにより、財務省本省 WAN 又は財務省本省 WAN に付随する管理機能の利用に変更がある場合は、事前に PJMO と調整・協議のうえ、承認を得ること。

第８節　　中立性に関する事項

１　中立性

受注者が提供するネットワーク機器により、対向となる行政 LAN の機器等の機種が制約されないこと。

第９節　　継続性に関する事項

１　継続性に係る目標値

設計・構築業務において、「別紙１　運用管理基準（財務省本省 WAN）」を踏まえて作成するサービスレベル定義書で定義した指標とする。

２　継続性に係る対策

(1)　定常時

「財務省 WAN 回線提供　一式　調達仕様書」（以下「調達仕様書」という。）の「第４章第１節４　障害発生時の対応」を遵守すること。

(2)　大規模災害等の発生時

調達仕様書の「第４章第１節５　大規模災害等発生時の対応」を遵守すること。

第１０節　情報セキュリティに関する事項

１　基準等の遵守

調達仕様書の「第６章　作業の実施に当たっての遵守事項」を遵守すること。

２　情報セキュリティ対策要件

(1)　WAN 回線

受注者が提供する WAN 回線について、外部からのアクセス、通信の傍受、改ざん等ができないように対策を施すこと。

(2)　サービス設備

受注者のサービス設備において、許可されていない物理的アクセス、損傷及び妨害を防止するために、複数の認証技術を組み合わせた認証機能を有すること。

(3)　財務省本省 WAN に付随する管理機能

ア　ID 及びパスワードによる利用者の識別及び主体認証を行う機能を設けること。

イ　PJMO が ID 及びパスワードの漏えいを認識したときに、PJMO 自身で対象となる ID 及びパスワードでログインすることを無効にする機能を設けること。又は、PJMO の指示に基づき、速やかに受注者にて対応すること。

ウ　主体認証におけるパスワードの管理機能について、以下の機能を設けること。

（ア）利用者が、自らのパスワードを変更できること。

（イ）利用者が設定したパスワードを他者が容易に知ることができないように、パスワードを暗号化して保存できること。

（ウ）パスワード入力時に入力画面上でのパスワードを非表示にできること。

エ　脆弱性を突いた攻撃への対策を行っていること。

オ　主体認証を用いたうえで通信の暗号化を行い、他者からの利用や閲覧を制限する等の対策を施すこと。

(4) 監視ネットワーク

受注者が提供するネットワーク機器の稼働状況を監視するために、受注者が有している監視ネットワークについては、以下の要件を満たすこと。

ア　受注者及びPJMOの承認を受けた者のみが、アクセス権限を持つこと。

イ　監視ネットワークは、ネットワーク機器の稼働状況を確認するためのものであり、財務省の通信内容を取得できないようになっていること。

ウ　監視ネットワークのアクセス権限には、参照のみ可能な監視用のアクセス権限、及び変更又は設定業務が可能な管理者用アクセス権限を複数用意する等、セキュリティ上のリスクを考慮した適切なアクセス権限を設定すること。

エ　受注者が監視に使用する機器等には、ウイルス対策ソフトを導入し、最新のパターンファイルを適用する等の適切な対応がなされていること。

オ　監視ネットワークには、第三者に介入されないためのセキュリティ対策を実施し、維持すること。

(5) トラフィックデータ

トラフィックデータに関して、完全性及び機密性が損なわれないよう適切な措置を講ずること。

(6) ログデータ

ア　財務省本省WANに付随する管理機能へのアクセス状況に関するログを保存すること。

イ　ログデータに関して、完全性及び機密性が損なわれないような適切な措置を講ずること。

(7) ネットワーク機器

ア　ネットワーク機器への管理アクセスについて、ID及びパスワードによる認証機能を有すること。

イ　ネットワーク機器への管理アクセスについて、接続元のネットワークアドレスによる接続制限が可能であること。

第１１節　情報システム稼働環境に関する事項

１　クラウドサービスの構成

本調達は、WAN回線サービスの提供であることから、クラウドサービスの構成に関する事項は定義しない。

２　ハードウェア構成

本調達は、WAN 回線サービスの提供であることから、ハードウェア構成に関する事項は定義しない。

３　ソフトウェア構成

本調達は、WAN 回線サービスの提供であることから、ソフトウェア構成に関する事項は定義しない。

４　ネットワーク構成

(1)　ネットワーク構成図

財務省本省 WAN のネットワーク構成は「別添資料 1　現行システム構成概要図（財務省本省 WAN）」に示すとおりとする。

(2)　財務省本省 WAN の要件

ア　ネットワーク

財務省本省 WAN におけるネットワークは以下の要件を満たすこと。

（ア） データ通信プロトコルは、TCP/IP のみ使用する。

（イ） 財務省本省 WAN では、スタティックルーティングを使用すること。現行行政 LAN への影響を考慮し、現行財務省本省 WAN と同様の構成の拠点については、原則として、現行財務省本省 WAN にて設定済みの情報を引き継ぐこと。現行財務省本省 WAN から構成が変更となる拠点については、PJMO の指示に基づき、現行行政 LAN 事業者と調整・協議のうえ、設定情報を決定すること。

（ウ） 財務省本庁舎に設置する財務省本省 WAN ルータの LAN 側には、行政 LAN のバックボーンスイッチを 1 台ずつ、ネットワーク接続監視装置を 1 台ずつ接続可能であること。

（エ） 財務省本庁舎に設置する財務省本省 WAN ルータの LAN 側に接続するネットワーク接続監視装置から施設等機関等の接続監視を行うために、ネットワーク接続監視装置は、IEEE802.1q の Tag VLAN を用いて WAN ルータに接続することから、財務省本省 WAN ルータにおいて必要な Tag 値を設定すること。

イ　WAN 回線

財務省本省 WAN における WAN 回線は以下の要件を満たすこと。

（ア） WAN 回線は、広域イーサネットサービスを採用すること。

（イ） WAN 回線は、原則として、24 時間 365 日稼働とすること。

（ウ） 前述「(イ)」を踏まえ、耐久性及び使用実績のある回線品目を提供すること。
（エ） バックボーンは、受注者の設備においてセキュリティが確保された通信網であること。
（オ） アクセス回線は、それぞれの回線において、受注者の設備においてセキュリティが確保された通信網であること。
（カ） アクセス回線は、帯域保証型とすること。
（キ） アクセス回線の回線速度は、上り（アップリンク）と下り（ダウンリンク）の速度が対称であること。
（ク） IEEE802.1q の Tag VLAN による多重化が可能であること。
（ケ） 財務省本省 WAN の提供を行うために必要な機器等を提供すること。
（コ） 通信費用について、定額であること。

ウ　回線終端装置

回線終端装置の要件は、以下の「表 4-11-1　財務省本省 WAN 回線終端装置の要件」に示すとおりとする。前述「イ(イ)」を踏まえ、耐久性及び使用実績のある回線終端装置を提供すること。

表 4-11-1　財務省本省 WAN 回線終端装置の要件

項番	分類	要件
1	処理性能	「別添資料 3　回線情報一覧（財務省本省 WAN)」において「回線容量（単位:Mbps)」の項目に記載している回線容量の WAN 回線の通信を処理できること。
2	ネットワークインタフェース	WAN 側には回線品目に応じたポートを 1 ポート以上有すること。
3		LAN 側には WAN ルータのネットワークインタフェースに応じたポートを 1 ポート以上有すること。
4	電源	100V 電源に対応していること。
5		最大消費電力が 50W 以下であること。
6		電源供給停止後の復旧の際には、電源が自動的に起動し、通信が可能となること。
7	設備	19 インチラックに 2U 以内でラックマウント又は棚板に固定できること。
8		周囲温度が 10～35℃の環境で稼働すること。
9		湿度が 20～80%かつ結露のない環境で稼働すること。

エ　WAN ルータ

WAN ルータの要件は、以下の「表 4-11-2　財務省本省 WAN ルータ 1 の要件」及び「表 4-11-3　財務省本省 WAN ルータ 2 の要件」に示すとおりとする。前述「イ(イ)」を踏まえ、耐久性及び使用実績のある WAN ルータを提供すること。

表 4-11-2　財務省本省 WAN ルータ 1 の要件

項番	分類	要件
1	処理性能	「別添資料 3　回線情報一覧（財務省本省 WAN)」において「回線容量（単位:Mbps)」の項目に記載している回線容量の通信について、未処理となるものがないように処理できる処理性能を有すること。なお、QoS 実装時も処理できること。
2	ネットワークインタフェース	WAN 側には回線終端装置のネットワークインタフェースに対応したポートを 1 ポート以上有すること。
3		LAN 側には「別添資料 3　回線情報一覧（財務省本省 WAN)」において「WAN ルータ LAN 側インタフェース」の項目に記載しているネットワークインタフェースに対応したポートを 4 ポート以上有すること。
4	イーサネット	DIX Ethernet Ver2 フレームによる通信ができること。また、IEEE802.3 フレームを利用する場合は、IEEE802.3 フレームによる通信ができること。
5	フィルタリング機能	パケットフィルタリング機能を有すること。
6	ルーティング機能（IPv4)	スタティック、RIPv1/v2、OSPFv2、BGP4 に対応すること。
7	リンクアグリゲーション機能	リンクアグリゲーション機能に対応すること。
8	DHCP リレーエージェント	DHCP リレーエージェント機能に対応すること。
9	冗長化機能	VRRP プロトコルに対応すること。
10	VLAN 機能	IEEE802.1q の Tag VLAN に対応すること。
11	QoS 機能	QoS 機能を有すること。
12	IPv6 への対応	IPv6 へ対応が可能なこと。
13	運用管理機能	受注者による遠隔からのリモート操作が可能なこと。
14		ICMP 等による死活監視ができること。

項番	分類	要件
15		MIB、SNMP 等、運用時に使用するプロトコルに対応していること。
16	電源	100V 電源に対応していること。
17		最大消費電力が 70W 以下であること。
18		電源供給停止後の復旧の際には、電源が自動的に起動し、通信が可能となること。
19	設備	19 インチラックに 2U 以内でラックマウント又は棚板に固定できること。
20		周囲温度が 10～35℃の環境で稼働すること。
21		湿度が 20～80%かつ結露のない環境で稼働すること。

表 4-11-3　財務省本省 WAN ルータ 2 の要件

項番	分類	要件
1	処理性能	「別添資料 3　回線情報一覧（財務省本省 WAN)」において「回線容量（単位:Mbps)」の項目に記載している回線容量の通信について、未処理となるものがないように処理できる処理性能を有すること。なお、QoS 実装時も処理できること。
2	ネットワークインタフェース	WAN 側には回線終端装置のネットワークインタフェースに対応したポートを 1 ポート以上有すること。
3		LAN 側には「別添資料 3　回線情報一覧（財務省本省 WAN)」において「WAN ルータ LAN 側インタフェース」の項目に記載しているネットワークインタフェースに対応したポートを 4 ポート以上有すること。
4	イーサネット	DIX Ethernet Ver2 フレームによる通信ができること。また、IEEE802.3 フレームを利用する場合は、IEEE802.3 フレームによる通信ができること。
5	フィルタリング機能	パケットフィルタリング機能を有すること。
6	ルーティング機能（IPv4)	スタティック、RIPv1/v2、OSPFv2、BGP4 に対応すること。
7	DHCP リレーエージェント	DHCP リレーエージェント機能に対応すること。
8	冗長化機能	VRRP プロトコルに対応すること。
9	VLAN 機能	IEEE802.1q の Tag VLAN に対応すること。
10	QoS 機能	QoS 機能を有すること。

項番	分類	要件
11	IPv6 への対応	IPv6 へ対応が可能なこと。
12	運用管理機能	受注者による遠隔からのリモート操作が可能なこと。
13		ICMP 等による死活監視ができること。
14		MIB、SNMP 等、運用時に使用するプロトコルに対応していること。
15	電源	100V 電源に対応していること。
16		最大消費電力が 70W 以下であること。
17		電源供給停止後の復旧の際には、電源が自動的に起動し、通信が可能となること。
18	設備	19 インチラックに 2U 以内でラックマウント又は棚板に固定できること。
19		周囲温度が 10～35℃の環境で稼働すること。
20		湿度が 20～80%かつ結露のない環境で稼働すること。

５　施設・設備要件

(1) ネットワーク機器は、原則として、PJMO が指定したラックにマウントするか、PJMO が用意した棚板に転倒又は落下しないように設置すること。

(2) 「別添資料 3　回線情報一覧（財務省本省 WAN）」に「物理冗長」と記載している財務省本庁舎については、棚板を含め、全てのネットワーク機器を 8U 以内で設置すること。それ以外の拠点については、棚板を含め、全てのネットワーク機器を 4U 以内で設置すること。

(3) ネットワーク機器をラック以外の場所に設置する場合には、転倒又は落下しないように設置すること。

(4) 各拠点に設置したネットワーク機器及びケーブルには銘板等を付け、運用設計書を参照することにより、ネットワーク機器やケーブルの使用目的、ケーブルの接続先及び障害発生時の連絡先が分かるようにすること。

(5) 各拠点において、ケーブルを敷設又は撤去する際に、既設の防火措置材（BCJ-防火-135 評定品）を含め、原状にあわせて復旧すること。

(6) ケーブルの敷設及び PD 盤（光ケーブル成端箱）の設置に際して必要な配管及び木板設置に関する設備工事は、受注者の負担にて実施すること。

第１２節　運用に関する事項

調達仕様書の「第４章第１節　運用・サービス提供業務」を遵守すること。

第１３節　保守に関する事項

調達仕様書の「第４章第１節３(4)　ネットワーク機器の保守」を遵守すること。

（別添様式 1）

令和　　年　　月　　日

財務省大臣官房文書課情報管理室長　　殿

住　　所
会 社 名
代表者氏名　　印

技術資料閲覧願

標記について、「財務省本省 WAN 回線提供　一式（2027 年 1 月～6 月）」の調達仕様書の別添資料及び閲覧資料を閲覧したいので申請します。

閲覧にあたっては財務省の指定する場所で行い、別途機密保持に関する誓約書の内容を遵守した上で、亡失、汚損等のないように取り扱うものとし、閲覧終了後、直ちに返却します。

連絡先
(会社名)
(部署名)
(担当者氏名)
(電話番号)
(e-mail)

（別添様式 2）

令和　　年　　月　　日

財務省大臣官房文書課情報管理室長　　殿

住　　所
会 社 名
代表者氏名　　印

技術資料貸与願

標記について、「財務省本省 WAN 回線提供　一式（2027 年 1 月～6 月）」の調達仕様書の別添資料を貸与願います。

資料の取り扱いに関しましては、善良なる管理者の注意をもって保管及び管理の上、別途機密保持に関する誓約書を提出する作業担当者のみが取り扱うこととし、入札日までに返却します。

連絡先
（会社名）
（部署名）
（担当者氏名）
（電話番号）
（e-mail）

（別添様式 3）

財務省大臣官房文書課情報管理室長　殿

機密保持に関する誓約書

標記について、「財務省本省 WAN 回線提供　一式（2027 年 1 月～6 月）」における機密情報の取り扱いについて、下記の事項の遵守を誓約いたします。なお、本誓約書に規定の事項は、私が作業に従事しなくなった場合にも、適用されるものとし、本誓約書に違反し、第三者に開示・漏洩、若しくは無許可に使用した場合には、貴省は、私の所属する会社に対し、当該行為の差し止め、及び損害賠償を請求することに異存はありません。

記

１　機密情報とは、
（１）本作業に関する電子データ、その他有形な媒体により提供された情報で、かつ財務省が機密であると指定したもの
（２）財務省から口頭で開示された情報で、かつ財務省が機密であると指定したもの

２　本作業によって知り得た機密情報について、財務省の承認がない場合は、第三者に開示・漏えいしないこと。

３　情報媒体による持ち出し、インターネットによる持ち出しを行わないこと。

４　本作業によって知り得た機密情報は、本件調達のために使用する以外の目的では使用しないこと。

５　財務省からの書面による要求があった場合には、機密情報を返還、又は財務省立会いの下で破棄すること。

以　上

令和　　年　　月　　日

（会社名）

（役職）

（連絡先）

（署名）